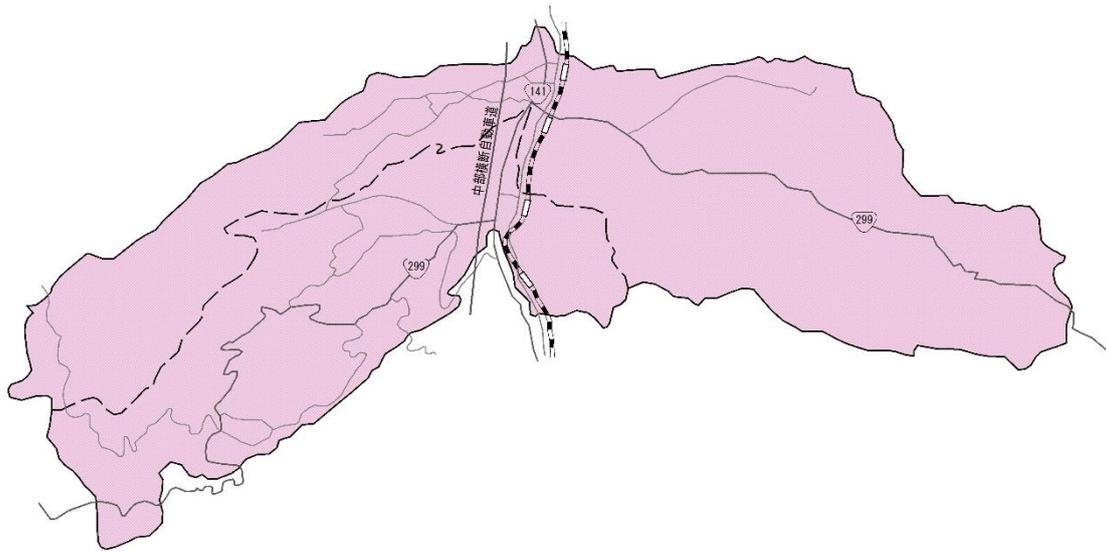




# 佐久穂町

## 過疎地域持続的発展計画



令和3年度 ~ 令和7年度

佐久穂町

# 目 次

## 第1章 基本的な事項

---

|                      |      |
|----------------------|------|
| (1) 概況               | …… 1 |
| (i) 佐久穂町             |      |
| (ii) 旧八千穂村地域         |      |
| (iii) 旧佐久町地域         |      |
| (iv) 佐久穂町の今後の見通し     |      |
| (2) 人口の推移と動向         | …… 6 |
| (3) 市町村行財政の状況        | …… 8 |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針    | ……11 |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標 | ……12 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 | ……12 |
| (7) 計画期間             | ……12 |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合  | ……13 |

## 第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

---

|                      |      |
|----------------------|------|
| (1) 現況と問題点           | ……13 |
| (2) その対策             | ……14 |
| (3) 計画               | ……14 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | ……17 |

## 第3章 産業の振興

---

(① 農業    ② 林業    ③ 商工業    ④ 観光業    ⑤ 産業全般)

|                             |      |
|-----------------------------|------|
| (1) 現況と問題点                  | ……17 |
| (2) その対策                    | ……19 |
| (3) 計画                      | ……20 |
| (4) 産業振興促進事項                | ……24 |
| (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種       |      |
| (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 |      |
| (5) 公共施設等総合管理計画等との整合        | ……25 |

## 第4章 地域における情報化

---

|                      |      |
|----------------------|------|
| (1) 現況と問題点           | ……25 |
| (2) その対策             | ……25 |
| (3) 計画               | ……26 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | ……26 |

## 第5章 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

---

(① 交通施設 ② 地域交通)

- |     |                  |      |
|-----|------------------|------|
| (1) | 現況と問題点           | ……26 |
| (2) | その対策             | ……27 |
| (3) | 計画               | ……27 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画等との整合 | ……35 |

## 第6章 生活環境の整備

---

(① 上水道事業 ② 下水道事業等 ③ 廃棄物処理 ④ 公園)

- |     |                  |      |
|-----|------------------|------|
| (1) | 現況と問題点           | ……36 |
| (2) | その対策             | ……37 |
| (3) | 計画               | ……37 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画等との整合 | ……38 |

## 第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

---

(① 子育て ② 高齢者福祉 ③ 障がい者福祉)

- |     |                  |      |
|-----|------------------|------|
| (1) | 現況と問題点           | ……39 |
| (2) | その対策             | ……40 |
| (3) | 計画               | ……41 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画等との整合 | ……43 |

## 第8章 医療の確保

---

(① 地域医療体制の充実 ② 健康増進と保健予防)

- |     |                  |      |
|-----|------------------|------|
| (1) | 現況と問題点           | ……44 |
| (2) | その対策             | ……45 |
| (3) | 計画               | ……45 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画等との整合 | ……46 |

## 第9章 教育の振興

---

(① 学校教育 ② 生涯学習)

- |     |                  |      |
|-----|------------------|------|
| (1) | 現況と問題点           | ……47 |
| (2) | その対策             | ……47 |
| (3) | 計画               | ……48 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画等との整合 | ……50 |

## 第10章 集落の整備

---

- |                      |      |
|----------------------|------|
| (1) 現況と問題点           | ……51 |
| (2) その対策             | ……51 |
| (3) 計画               | ……51 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | ……52 |

## 第11章 地域文化の振興等

---

- |                      |      |
|----------------------|------|
| (1) 現況と問題点           | ……53 |
| (2) その対策             | ……53 |
| (3) 計画               | ……53 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | ……54 |

## 第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

---

- |                      |      |
|----------------------|------|
| (1) 現況と問題点           | ……55 |
| (2) その対策             | ……55 |
| (3) 計画               | ……55 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | ……55 |

## 第13章 その他 地域の持続的発展に関し必要な事項

---

- (① 人権尊重、男女共同参画の推進    ② 防災対策の推進  
③ 自然環境の保全・整備    ④ 防犯対策    ⑤ 公有財産の管理)

- |                      |      |
|----------------------|------|
| (1) 現況と問題点           | ……56 |
| (2) その対策             | ……57 |
| (3) 計画               | ……57 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | ……58 |

## 第14章 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分

---

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| (1) 事業計画（令和3年度～令和7年度） | ……58 |
|-----------------------|------|

## — 佐久穂町過疎地域持続的発展計画について —

令和3年4月1日に佐久穂町内の旧八千穂村地域が「一部過疎」の指定を受けたことで、「佐久穂町過疎地域持続的発展計画」を策定し、令和3年度から過疎対策事業を推進してきた。

その後、令和4年4月1日に旧佐久町地域が過疎の指定を受けたことで、本計画が佐久穂町全体の計画になるよう見直しを行った。

「過疎地域」というと、都市部と比べ「人が疎らで遅れた地域、改善しなくてはいけない」という印象を持つ方も多い。そのために、建設事業等を行い生活基盤の格差をなくすことは重要で、継続的に行っていく必要がある。

反面、「過疎地域」には都市部と異なる価値がある。

景観や自然環境をはじめ、多様な地域資源は佐久穂町にしかない価値であり、これらの地域資源を活用することは、新しい生活様式や職場の形を構築し、移住・定住・地域間交流の促進や、地域社会の担い手となる人材の育成につながり、豊かに住み続けられる地域づくりに結び付いていく。

そのための新しい仕組みづくりに挑戦することが、「過疎地域」に指定された佐久穂町の責務であり、新たな価値を創出する良い機会でもある。

そして、佐久穂町が一層の持続的発展と継続した地域づくりを行うためには、令和7年度まで引き続き本計画を遂行する必要がある。

尚、掲載されている事業は、第2次佐久穂町総合計画、第2期佐久穂町コミュニティ創生戦略、佐久穂町実施計画事業計画書等を基に計上されている。

但し、この計画期間で全ての事業を実施することを約束するものではなく、地域住民の要望を考慮しながら、限りある財源を有効に活用した上で、順次進めていくことを申し添える。

令和 4年 6月  
佐久穂町役場 総合政策課

# 第 1 章 基本的な事項

---

## (1) 概況

### (i) 佐久穂町

#### 【地勢】

佐久穂町は、長野県の東部、南佐久郡の北部に位置しており、東西 29.5km、南北 14.8km と東西に細長い形状となっている。

町の東は、秩父山系に属する十石峠、余地峠を境に群馬県と接し、西は八ヶ岳山系の北横岳、麦草峠を境とし茅野市と接している。

また、町の中央部には、信濃川の支流千曲川が南北に貫流し、これに並行して、中部横断自動車道、一般国道 141 号、主要地方道川上佐久線及び JR 小海線が南北に、一般国道 299 号が群馬県上野村から茅野市に向けて東西に走っている。

集落は、これらの河川や道路に沿った標高 740m から 1,200m 地帯に散在的に形成されている。

#### 【佐久穂町の誕生】

平成 17 年 3 月 20 日に、当時の八千穂村と佐久町が合併して佐久穂町が誕生した。

新町は基本理念を『水と緑のうるおい 人の営みが奏でる未来のふるさと』と定め、豊かな自然がもたらす「やすらぎ」や「うるおい」と快適で安全な住環境、活力ある産業を調和させ、新しい価値観のある「ふるさと」の創造を目指している。

### (ii) 旧八千穂村地域

#### 【地勢】

旧八千穂村地域は、東西 16.4km、南北 6.1km で、八ヶ岳山系から千曲川に達する広大な斜面と、千曲川の東の約 4 km で標高 1,400m に達する起伏の大きい山地、その間に点在する平地や緩い斜面から成り立っている。

東の山地は、数千万年以上前の岩石を主とし、西は約 130 万年前に始まった八ヶ岳火山列の噴出物で覆われており、八ヶ岳火山列の北東に広がる高原地帯である。

標高 750m の千曲川流域から標高 2,403m の縞枯山まで、標高差も大きい。

#### 【八千穂村の誕生】

昭和 31 年 9 月 30 日に、当時の穂積村と畑八村が合併して八千穂村が誕生した。

また、同日に誕生した隣接の小海町から、千代里 3 地区（馬越・柳沢・大石川）がその後に分町し、八千穂村へ編入した。

反面、昭和 32 年 4 月 1 日には東馬流区が小海町に編入された。

## 【八千穂村時代の産業】

### (ア) 農業

八千穂村誕生当時の農業は、以前と同じく水稻と養蚕が中心であったが、農業経営の多角化が叫ばれるようになり、その一方策として乳牛の導入が奨励された。昭和40年代に入ると畜産経営の合理化のため、酪農や養豚の団地化や郊外移転が進められるようになった。

併せて、昭和30年代からは約5町歩に及ぶリンゴ団地の計画や村中に菊の栽培が広まり、菊は昭和40年代から50年代にかけて米と並ぶ村の主要産物となった。

また、減反政策が奨励された昭和40年代に、松井地区では高原野菜の栽培が進められた。

### (イ) 商工業

商工業は、合併後もほとんど変化がなかったが、国が施行した商工会法を受け、村でも商工会をつくる動きが活発になり、昭和35年には正式に八千穂商工会が創立された。

その後は、国の経済情勢と歩調を合わせるように高度成長期、オイルショックから低成長時代、バブル景気と崩壊、景気の低迷などの影響を大きく受けた。

### (ウ) 林業

新村誕生当時、村には約40km<sup>2</sup>の森林があり、総面積の約6割を占めていた。

また、昭和30年代の村にとって、森林は宝の山であった。カラマツ材が高値で取引されたため、戦後の炭焼きによって裸山になった地域には、大々的にカラマツの植林が行われた。昭和40年代の半ば頃には植林事業も終わり、それ以降は間伐、下刈りなどの手入れ作業が主となった。

しかし、経済が高度成長を遂げるにつれ、外材輸入の増大、若い人の従事離れ等が進み、森林経営はいっそう厳しくなった。

昭和57年に始まったスキー場開発は、八千穂高原の林業の前途多難な状況を打開するために、八千穂高原を観光地として売り出そうという政策でもあった。

### (エ) 観光と開発

昭和30年代初め、長野県が観光開発の5か年計画案を作成したことで、八千穂高原も急速に注目されるようになった。

昭和33年に駒出池を造成し、キャンプ場を整備した。昭和39年には八千穂高原が八ヶ岳中信高原国定公園に指定され、昭和41年の麦草峠を通り諏訪方面へ県道佐久町茅野線が全線開通したことは、観光発展に大分寄与した。

また昭和42年、村では八千穂高原の松井地区に別荘地の造成を行った。

そして、昭和59年12月に村営の八千穂高原スキー場がオープンし、付近にはペンションなど宿泊施設も増えていった。

## 【地域の特徴】

### (ア) 上水道の整備

昭和30年代から現在の佐久水道企業団の水源として工事が行われ、旧八千穂村地域にある9ヶ所の水源の取水量は、今も企業団管内の44%の世帯に供給されている。

この豊富な水量は、今後の地域づくりにおいても大切な資源である。

#### (イ) 住宅団地

昭和 30 年代後半から都会へ働きに出る人が増え、人口が減少してきた。

このため、昭和 40 年代に宮前団地、昭和 50 年代に千ヶ日向団地、平成に入ってから城山団地を造成し、人口減少に歯止めをかけてきた。

#### (ウ) 保健事業

昭和 34 年に佐久総合病院と始めた村ぐるみの健康管理は、健康検診、全国初となる健康手帳の導入、農民体操への取組、農村婦人の疲労実態調査、集団スクリーニング方式への発展など、当時の農村医療の先駆けとなり、今もその概念は脈々と引き継がれている。

#### 【現在の状況】

佐久穂町全体の人口は、合併当時から自然減が社会増を上回っており、人口が緩やかに減少している。

旧八千穂村地域も新町と同じように人口が減少しているが、特に平成 27 年度以降の出生数は、全体の 3 分の 1 にも満たないなど、その減少が顕著に見受けられ、今後もこの傾向が続くと思われる。

産業面では、高原野菜や新規就農者を中心に営まれている新機軸の農業により、耕作放棄地の活用に取り組んでおり、森林については公有林に合わせ私有林の整備も進んできた。

反面、平成 27 年 3 月末に旧八千穂村地域にあった町立の八千穂小学校と八千穂中学校が閉校となり、合併以来分庁方式を取り入れていた役場機能も、令和 2 年 7 月に旧佐久町役場敷地内に新庁舎が開庁し、旧八千穂村地域には八千穂福祉センター内の出張所を残すのみとなっている。

今後は、八千穂駅周辺のまちなみ保全や「道の駅」事業などに取り組む必要がある。

### (iii) 旧佐久町地域

#### 【地勢】

旧佐久町地域は、東西 35.5km、南北 10.0km と東西に細長い形状を呈していて、東は群馬県と接し、妙義荒船佐久高原国定公園の南端にあたる十石峠を含んでおり、西は北八ヶ岳の大岳と北横岳を有し、町の中央を千曲川が北流している。

また、佐久平の南端部にもあたっている。

#### 【佐久町の誕生】

昭和 30 年 2 月 1 日、当時の栄村と海瀬村が合併して佐久町が誕生した。

その後、昭和 31 年 9 月 30 日に当時の大日向村と佐久町が合併し、大日向村区域が佐久町に編入された。

また、昭和 34 年 4 月 1 日に隣接する臼田町から住民投票の結果を受けて、旧青沼村の羽黒下、曾原、平林の 3 地区が、境界変更により佐久町に編入された。

## 【佐久町時代の産業】

### (ア) 農業

昭和 35 年、佐久町の農家数は総世帯数の 70%を占め、水稻をはじめ、養蚕、野菜、畜産、花卉などが盛んに行われ、農業が町の中心産業となっていたが、この年をピークに農家数は減少に転じ、特に専業農家から兼業農家への転換が多くみられた。

畜産は養豚、肉用若鶏（ブロイラー）、山羊乳を中心に行われ、昭和 30 年代後半には「山羊王国佐久町」として全国に知れ渡ったが、日本経済の高度成長と農産物輸入自由化等の煽りを受け、畜産は急減の途を辿った。

菊が盛んに出荷されていた花卉は、昭和 40 年代からカーネーション、昭和 50 年代にアルストロメリアが加わった。

果樹はリンゴを主体に育成されていたが、昭和 54 年にはプルーンが導入され、栽培の研究と技術の向上が進むにつれて出荷数を伸ばしていった。

### (イ) 鉱業

大正時代から始まった鉄平石の採掘は、東京オリンピック、日本万国博覧会開催の際には、空前のブームとなった。

昭和 30 年代に最盛期を迎えた珪砂採掘は、粉じん災害での補償問題や外国からの輸入砂が競争相手となり、昭和 51 年 11 月に閉山となった。

また、自動車の普及によりコンクリートやアスファルト舗装が増える中、昭和 48 年に砕石（山砂利）の生産が開始され、今でも多くの砕石が搬出されている。

### (ウ) 商工業

東町商店街を中心に行われていた商業は、交通が便利になるにつれて客足が遠のいていった。そこで、平成元年からは交通の便がよい一般国道 141 号沿いに比較的規模の大きな店が並んだが、大型店間の競争や新幹線佐久平駅の開業により、佐久地域の商業地図が大きく変化したことの影響を受けている。

工業は、日本経済の急成長と共に精密機器部品の製造組み立てや各種金型などの工場が次々と進出してきたが、平成に入り日本経済の停滞と共に生産も減少していった。

## 【地域の特徴】

### (ア) 町立病院

昭和 45 年 6 月から町営になった千曲病院は、昭和 55 年 3 月に鉄筋コンクリート造り 3 階建て、計 125 床で移転新築され、地域住民の医療、保健、福祉を守る使命をもって活動し、昭和 57 年 7 月からは町民ドックを開始した。

また移転新築後の跡地には、昭和 56 年 4 月に社会福祉法人横浜社会福祉協会が運営する身体障害者療養施設千曲園が開園し、その後平成 3 年 4 月に佐久療護園が開園し、両園は 2 階の渡り廊下でつながり、一体となって運営されている。

### (イ) 人権意識の向上

昭和 53 年度、法務省から「人権モデル地区」に指定され、地域ぐるみで人権思想の普及と住民の福祉の増大を図り、講演会、子ども達の作文募集、人権相談所の開設、立て看板の

設置、公民館報を通じた広報活動などの事業を進め、人権擁護活動に力を注いできた。

#### (ウ) ダム建設

抜井川流域は、昭和30年代の度重なる台風（伊勢湾台風など）で、その都度莫大な被害を被ったことから、古谷地籍に昭和57年3月に重力式コンクリートダムの古谷ダムを造り、水害を防ぐと共に下流の水田の灌漑用水補給を目的とする多目的ダムとした。

更に平成15年度、抜井川の支流余地川には多目的ダムの余地ダムが完成し、抜井川流域の治水に役立っている。

#### 【現在の状況】

佐久穂町全体の人口は、合併当時から自然減が社会増を上回っており、人口が緩やかに減少している。

旧佐久町地域も新町と同じように人口が減少しているが、出生数は平成30年度に前年度から大幅に減り、その後も横ばいで、近年の出生数減少の要因となっている。

シャッター通りとなっていた東町商店街は、移住者を中心に新しい業種で再開する店が増え、少しずつ賑わいを取り戻しつつある。

平成27年4月に開校した佐久穂小中学校、令和元年度に開校した私立大日向小学校は周辺地域を明るく照らしており、新庁舎が令和2年7月に竣工した旧佐久町役場敷地一帯は、更なる活用方法を検討している所である。

#### (iv) 佐久穂町の今後の見通し

##### 【今後の見通し】

平成30年に当町まで中部横断自動車道が延伸し、町内に佐久穂インターチェンジ（以下佐久穂IC）と八千穂高原インターチェンジ（以下八千穂高原IC）の2つのインターチェンジが設置され、首都圏からのアクセスも飛躍的に向上した。令和6年の夏には、八千穂高原IC周辺に「道の駅」開業の計画もある。

また、平成31年4月から民間会社へ経営譲渡された八千穂高原スキー場は、近年の雪不足やコロナ禍でも交通の利便性を活かしながら集客数を伸ばしている。

このように、高速道路の開通と町内に2つのインターチェンジがあることは、産業面を中心に様々な分野で、これからのまちづくりに欠かせないものである。

他にも、当町の大日向地区に開校した私立大日向小学校には、令和3年4月時点で127人の児童が通学しており、令和4年4月からは私立大日向中学校が開校した。

今後も、児童生徒の増加とともに移住する世帯が増えることが予想され、町内にある空き家を含めた居住環境の整備が急務となっている。

このような状況を踏まえ、且つ、自然減による人口減少と出生率が低下する中で、移住者を巻き込みながら新しいことに挑戦する人の後押しをすることで、新たなビジネスを呼び込み、魅力的な人材の育成と確保に努めたい。

そして、町内にある豊かな自然と資源や特徴を最大限に活かしながら、地域の自立と発

展を促進していきたい。

また、地域住民の暮らしやコミュニティに着目し、古くからある健康管理や安心・安全に住み続けられる地域づくりのため、今後も幅広い諸施策に取り組む必要がある。

## (2) 人口の推移と動向

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

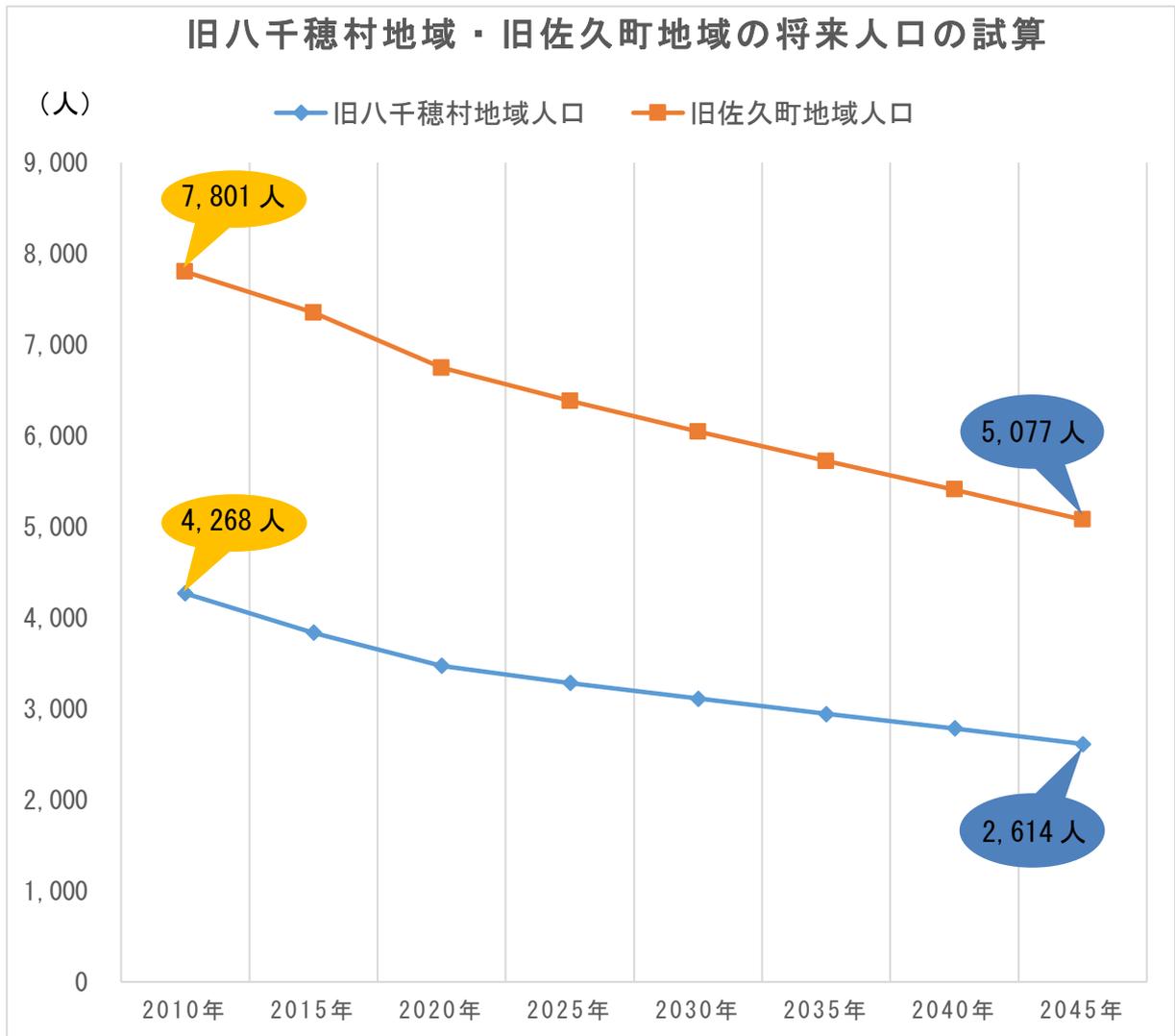
| 区 分                    | 昭和<br>35 年 | 昭和 50 年 |       | 平成 2 年 |       | 平成 17 年 |       | 平成 27 年 |       | 令和 2 年 |       |
|------------------------|------------|---------|-------|--------|-------|---------|-------|---------|-------|--------|-------|
|                        | 実数         | 実数      | 増減率   | 実数     | 増減率   | 実数      | 増減率   | 実数      | 増減率   | 実数     | 増減率   |
| 総 数                    | 人          | 人       | %     | 人      | %     | 人       | %     | 人       | %     | 人      | %     |
| 八千穂村                   | 6,227      | 5,211   | △16.3 | 4,846  | △7.0  | 4,568   | △5.7  | 3,835   | △16.0 | 3,473  | △9.4  |
| 佐久町                    | 11,040     | 9,194   | △16.7 | 8,996  | △2.2  | 8,412   | △6.5  | 7,351   | △12.6 | 6,745  | △8.2  |
| 佐久穂町                   | —          | —       | —     | —      | —     | 12,980  | —     | 11,186  | △13.8 | 10,218 | △8.7  |
| 0 歳～14 歳               |            |         |       |        |       |         |       |         |       |        |       |
| 八千穂村                   | 2,074      | 1,201   | △42.1 | 873    | △27.3 | 693     | △20.6 | 424     | △33.8 | 333    | △21.5 |
| 佐久町                    | 3,613      | 2,025   | △44.0 | 1,683  | △16.9 | 1,121   | △33.4 | 778     | △30.6 | 722    | △7.2  |
| 佐久穂町                   | —          | —       | —     | —      | —     | 1,814   | —     | 1,202   | △33.7 | 1,055  | △12.2 |
| 15 歳～64 歳              |            |         |       |        |       |         |       |         |       |        |       |
| 八千穂村                   | 3,670      | 3,327   | △9.3  | 2,990  | △10.1 | 2,562   | △14.3 | 2,051   | △19.9 | 1,772  | △13.6 |
| 佐久町                    | 6,555      | 5,890   | △10.1 | 5,511  | △6.4  | 4,796   | △13.0 | 3,981   | △17.0 | 3,426  | △13.9 |
| 佐久穂町                   | —          | —       | —     | —      | —     | 7,358   | —     | 6,032   | △18.0 | 5,198  | △13.8 |
| うち<br>15 歳～<br>29 歳(a) |            |         |       |        |       |         |       |         |       |        |       |
| 八千穂村                   | 1,297      | 974     | △24.9 | 748    | △23.2 | 547     | △26.9 | 421     | △23.0 | 325    | △22.8 |
| 佐久町                    | 2,187      | 1,704   | △22.1 | 1,308  | △23.2 | 1,160   | △11.3 | 824     | △29.0 | 615    | △25.4 |
| 佐久穂町                   | —          | —       | —     | —      | —     | 1,707   | —     | 1,245   | △27.1 | 940    | △24.5 |
| 65 歳以上(b)              |            |         |       |        |       |         |       |         |       |        |       |
| 八千穂村                   | 483        | 683     | 41.4  | 983    | 43.9  | 1,313   | 33.6  | 1,360   | 3.6   | 1,371  | 0.8   |
| 佐久町                    | 872        | 1,279   | 46.7  | 1,802  | 40.9  | 2,495   | 38.5  | 2,592   | 3.9   | 2,594  | 0.1   |
| 佐久穂町                   | —          | —       | —     | —      | —     | 3,808   | —     | 3,952   | 3.8   | 3,965  | 0.3   |

|        |      |      |   |      |   |      |   |      |   |      |   |
|--------|------|------|---|------|---|------|---|------|---|------|---|
| (a)/総数 | %    | %    |   | %    |   | %    |   | %    |   | %    |   |
| 若年者比率  |      |      |   |      |   |      |   |      |   |      |   |
| 八千穂村   | 20.8 | 18.7 | — | 15.4 | — | 12.0 | — | 11.0 | — | 9.4  | — |
| 佐久町    | 19.8 | 18.5 | — | 14.5 | — | 13.8 | — | 11.2 | — | 9.1  | — |
| 佐久穂町   | —    | —    | — | —    | — | 13.2 | — | 11.1 | — | 9.2  | — |
| (b)/総数 | %    | %    |   | %    |   | %    |   | %    |   | %    |   |
| 高齢者比率  |      |      |   |      |   |      |   |      |   |      |   |
| 八千穂村   | 7.8  | 13.1 | — | 20.3 | — | 28.7 | — | 35.5 | — | 39.4 | — |
| 佐久町    | 7.9  | 13.9 | — | 20.0 | — | 29.7 | — | 35.3 | — | 38.5 | — |
| 佐久穂町   | —    | —    | — | —    | — | 29.3 | — | 35.3 | — | 38.8 | — |

表 1-1 (2) 人口の見通し

国勢調査を基に、平成 27 年度に策定した人口ビジョンから、旧八千穂村地域と旧佐久町地域の人口を推計した。

| 人口推計<br>(人)  | 2010 年 | 2015 年 | 2020 年 | 2025 年 | 2030 年 | 2035 年 | 2040 年 | 2045 年 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 旧八千穂村<br>地域  | 4,268  | 3,835  | 3,473  | 3,285  | 3,111  | 2,945  | 2,784  | 2,614  |
| 旧佐久町<br>地域   | 7,801  | 7,351  | 6,745  | 6,380  | 6,043  | 5,719  | 5,407  | 5,077  |
| (参考)<br>佐久穂町 | 12,069 | 11,186 | 10,218 | 9,665  | 9,154  | 8,664  | 8,191  | 7,691  |



### (3) 市町村行財政の状況

急激な経済情勢の変化や突然の自然災害などにより、地方財政を取り巻く環境は年々厳しさを増している。

このような状況の中、当町では行財政改革大綱（平成26年度から令和2年度までの7年間）等により、経常経費の縮減、補助金の見直しなどを実施し、健全な財政運営に努めてきた。

今後も、多様化・複雑化する行政需要への対応や行政水準の維持・向上を図るため、効率的な財政運営を推進していく。

また、ふるさと納税などの新たな自主財源を確保し、長期的な財政計画に基づき、将来にわたり健全財政を目指していく。

そのためには、町の財政事情を公開し、地域住民との協働を大切にしながら、相互の理解を深めていく必要がある。

表 1 - 2 (1) 市町村財政の状況 (佐久穂町)

(単位：千円)

| 区 分             | 平成 22 年度  | 平成 27 年度  | 令和 2 年度    |
|-----------------|-----------|-----------|------------|
| 歳入総額 A          | 8,760,593 | 8,063,575 | 11,085,286 |
| 一般財源            | 6,683,211 | 6,782,447 | 7,302,180  |
| 国庫支出金           | 529,482   | 448,198   | 2,376,644  |
| 都道府県支出金         | 432,673   | 389,443   | 412,855    |
| 地方債             | 795,500   | 157,200   | 843,579    |
| うち過疎対策事業債       | 0         | 0         | 0          |
| その他             | 319,727   | 286,287   | 150,028    |
| 歳出総額 B          | 8,227,372 | 7,645,369 | 10,334,086 |
| 義務的経費           | 2,745,278 | 3,373,894 | 3,006,361  |
| 投資的経費           | 1,724,810 | 623,255   | 1,913,908  |
| うち普通建設事業        | 1,724,810 | 623,255   | 1,053,138  |
| その他             | 3,757,284 | 3,648,220 | 5,413,817  |
| 過疎対策事業費         | 0         | 0         | 0          |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 533,221   | 418,206   | 751,200    |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D   | 109,530   | 70,013    | 432,560    |
| 実質収支 C-D        | 423,691   | 348,193   | 318,640    |
| 財政力指数           | 0.26      | 0.23      | 0.24       |
| 公債費負担比率         | 15.3      | 24.5      | 15.2       |
| 実質公債費比率         | 11.5      | 7.9       | 11.4       |
| 起債制限比率          | —         | —         | —          |
| 経常収支比率          | 77.7      | 85.5      | 91.7       |
| 将来負担比率          | —         | —         | —          |
| 地方債現在高          | 8,399,514 | 7,678,806 | 4,695,667  |

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

(昭和 55 年度から平成 12 年度は旧町村単位 平成 22 年度からは佐久穂町)

| 区 分                | 昭和 55<br>年度末 | 平成 2<br>年度末 | 平成 12<br>年度末 | 平成 22<br>年度末 | 令和 2<br>年度末 |
|--------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| 市 町 村 道            |              |             |              |              |             |
| 改 良 率 (%)          |              |             |              |              |             |
| 八千穂村               | 19.6         | 25.0        | 29.8         | —            | —           |
| 佐久町                | 5.3          | 14.9        | 19.0         | —            | —           |
| 佐久穂町               | —            | —           | —            | 33.9         | 37.6        |
| 舗 装 率 (%)          |              |             |              |              |             |
| 八千穂村               | 27.6         | 39.5        | 45.2         | —            | —           |
| 佐久町                | 13.5         | 23.6        | 31.5         | —            | —           |
| 佐久穂町               | —            | —           | —            | 53.2         | 52.6        |
| 農 道                |              |             |              |              |             |
| 延 長 (m)            |              |             |              |              |             |
| 八千穂村               | 3,549        | 2,319       | 2,489        | —            | —           |
| 佐久町                | 42,692       | 19,274      | 765          | —            | —           |
| 佐久穂町               | —            | —           | —            | 3,197        | 0           |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長(m) |              |             |              |              |             |
| 八千穂村               | 3.6          | 2.4         | 2.7          | —            | —           |
| 佐久町                | 30.9         | 14.9        | 0.6          | —            | —           |
| 佐久穂町               | —            | —           | —            | 1.5          | 0           |
| 林 道                |              |             |              |              |             |
| 延 長 (m)            |              |             |              |              |             |
| 八千穂村               | 46,003       | 50,779      | 58,341       | —            | —           |
| 佐久町                | 24,166       | 44,242      | 69,286       | —            | —           |
| 佐久穂町               | —            | —           | —            | 139,087      | 133,530     |
| 林野 1 ha 当たり林道延長(m) |              |             |              |              |             |
| 八千穂村               | 11.4         | 12.2        | 15.0         | —            | —           |
| 佐久町                | 13.1         | 7.2         | 11.5         | —            | —           |
| 佐久穂町               | —            | —           | —            | 9.6          | 9.2         |
| 水 道 普 及 率 (%)      |              |             |              |              |             |
| 八千穂村               | —            | —           | —            | —            | —           |
| 佐久町                | —            | —           | —            | —            | —           |

|                           |     |     |      |      |      |
|---------------------------|-----|-----|------|------|------|
| 佐久穂町                      | —   | —   | —    | 98.8 | 98.8 |
| 水洗化率 (%)                  |     |     |      |      |      |
| 八千穂村                      | 0.0 | 0.9 | 36.0 | —    | —    |
| 佐久町                       | 0.0 | 0.0 | 21.3 | —    | —    |
| 佐久穂町                      | —   | —   | —    | 72.0 | 86.5 |
| 人口千人当たり病院、<br>診療所の病床数 (床) |     |     |      |      |      |
| 八千穂村                      | 0   | 0   | 0    | —    | —    |
| 佐久町                       | 125 | 120 | 117  | —    | —    |
| 佐久穂町                      | —   | —   | —    | 97   | 97   |

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

旧八千穂村地域、旧佐久町地域の現状や、佐久穂町の今後の見通しを踏まえ、また第2次佐久穂町総合計画を鑑みて、次のとおり持続的発展の基本方針を定める。

##### 「将来像」

自律し多様なコミュニティが人々の暮らしを支え、挑戦や行動を支援する地域

地域住民一人ひとりの暮らしは、家族、集落、企業、NPO、行政など、多様な主体によって支えられている。

本格的な人口減少時代を迎え、少子高齢化、産業の衰退、行財政の縮小等が加速度的に進むことが予想されるが、なにより懸念されるのは、家族や地域をはじめとする「コミュニティ」の崩壊である。

佐久穂町には、各集落における活動や健康管理事業など、先人達が生活の中で培ってきた人と人、世代と世代の「つながりや信頼」、その源泉である多様な「コミュニティ」が今も健在している。それがこの地域の資源であり魅力である。

そこで、その「つながりや信頼」を再度、地域住民と町が力を合わせ磨き上げ、自律し多様なコミュニティが形成され連携して暮らしを支えることで、いつまでも安心して暮らせるまちを実現していきたい。

そのために、地域住民はまちづくりの担い手として「自分にできることは何か」を考え、地域課題の解決に向けて挑戦や行動を一步踏み出す。町は、住民のその挑戦や行動を全力で支援する。

地域住民と町の協働により、地域の生活基盤や経済を維持・発展させ、将来にわたって持続可能なまちの構築を目指す。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

### 【人口目標】

当町が平成27年度に策定した人口ビジョンに基づき、令和7年度(2025年)における旧八千穂村地域の目標人口を3,300人に、旧佐久町地域の目標人口を6,400人に設定する。

### 【土地利用目標】

千曲川や北八ヶ岳、茂来山と古谷溪谷、八千穂高原、また集落周辺の農地など多くの豊かな自然環境資源と共生するため、二酸化炭素の排出量の少ない低炭素社会を目指すとともに、市街地の空洞化、宅地の拡散を防止・抑制して地域コミュニティを維持できる地域づくりを目指す。

水源の涵養、管理などの観点から、森林地域を適正に管理し、豊かな自然を未来に継承する。

2つのインターチェンジ周辺は、将来にわたり地域を支える有効的な土地利用を推進する。

また、集落の歴史や文化、景観とまちなみの継承や形成を支援することで、地域のアイデンティティを育み、コミュニティの結び付きを強め、既存集落機能の維持に努める。

そして、安心・安全で災害に強く、少子高齢社会に対応したユニバーサルデザインの快適で持続可能な地域づくりに努める。

### 【財政目標】

当町の財政状況は、国の地方分権改革の推進による補助金の削減、交付税の減額など厳しい状況にある。

そこで、既存事業の見直しと節減を行いながら、交流人口や新たな産業等呼び込み、地域住民への行政サービスを安定して提供する財政運営を心がける。

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、各区長(佐久穂町内58区)と行う実施計画のアンケート及びヒアリングに合わせて、計画の達成状況を確認し、それらの成果を年度末に開かれる区長会へ報告する。

また、必要な際は、佐久穂町総合計画審議会等へ諮問し、答申を受ける。

## (7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

当町では平成 29 年 3 月に「公共施設等総合管理計画」を策定しており、地域づくりと連動した公共施設管理の推進を基本方針のひとつとしている。

今後も当該計画と合わせ、公共施設等の適正管理により現状のコミュニティを維持し、持続可能な地域づくりに努める。

## 第 2 章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

地域コミュニティの魅力により、この地域に“住みたい（定住）”と“住んでみたい（移住）”へ積極的な支援を行う。近隣市町村へ通勤・通学する人、小さな子を持つ若い世代、町外からの U・I・J ターン者、二地域居住者など、中部横断自動車道の 2 つのインターチェンジを活用しながら多様な暮らし方を受け入れ、積極的な交流と温かく迎える気運を醸成し、人口の社会増につなげ、コミュニティ運営の安定、活動の活性化を図る。

また、空き家の利活用や子育て世代の住まいの確保など住み続けられる住宅環境への支援、住民による移住・交流に関するサポート体制を構築する。

### (1) 現況と問題点

10 代後半から 20 代前半にかけて進学等で転出した若者が地域に戻っていない。将来のまちの担い手である 20 代から 40 代までを中心とした生産年齢人口の確保が必要である。

コロナ禍による働き方の変化、リモート、オンライン等の在宅ワークの増加は、若い人を町に呼び戻す、あるいは移住を促す機会となり得る。

そのため、総合的な相談窓口の設置のほか、地域おこし協力隊員等の協力を得ながら、転出した後もふるさととのつながりを維持させる仕組み、観光等による来町者と住民の交流の機会の確保、地域のしごと・暮らしに関する情報発信、住宅取得への支援等を充実させる必要がある。

また、人口減少や高齢化により、伝統行事等の衰退や担い手不足など、地域の文化・伝統的な活動に支障が生じている。

そこで、地域リーダー等を通じて新たな文化の創造と古き伝統の継承のため、世代を越えた交流が円滑に行われるよう、地域活動やイベント活動へ地域住民の積極的な参加を募っていく。姉妹都市提携をしている府中市民との交流も、これらの一助となることを期待する。

住宅環境については、当町が管理する住宅戸数が旧八千穂村地域に 66 戸、旧佐久町地域に 60 戸（令和 4 年 3 月末現在）あり、今後は施設や設備の老朽化等による修繕費の増加が

予想されている。

## (2) その対策

- 空き家の調査・活用、マッチング支援、移住支援制度の検討。
- リノベーションなどによる住まいの確保、交流の促進。
- 移住支援に関する相談体制の構築。集落と移住者の関係づくり支援。
- 移住・定住に関するセミナー、イベント等の開催。
- 伝統ある祭りの継承・振興、郷土愛をはぐくむ活動の推進。
- 地域リーダーの育成。
- 地域おこし協力隊活動の推進。
- 府中市、府中友好都市交流協会との連携。
- 町営住宅の適切な維持管理。機能の向上・改善に向けた修繕・改修。

## (3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分             | 事業名<br>(施設名)              | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|---------------------------|--|------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (1)移住・定住                  | ・ 町営住宅管理事業   | 町    |    |
|                       | (4)過疎地域持続的発展特別事業<br>移住・定住 | ・ 移住・定住促進支援事業<br>(具体的な事業内容)<br>移住ツアーや交流事業を実施し移住者等を積極的かつ温かく迎え入れる。また、住居取得に対し新築助成金等を交付する。<br>(事業の必要性)<br>進学で町を離れる若者が多いが、UIJターンにより若者や出産・子育て世代を迎え入れることで、人口減少を緩和し地域活動を持続させる。<br>(見込まれる事業効果等)<br>若者や出産・子育て世代の移住により人口が社会増となり、さらに結婚出産により自然増が図られる。 | 町    |    |

|  |  |  |   |  |
|--|--|--|---|--|
|  |  | <p>・ <b>空き家利活用促進対策事業</b><br/> (具体的な事業内容)<br/> 空き家の利活用を促進するため、空き家の整備・改修・解体に対し補助を行う。また、空き家空き地バンクにより物件の情報提供を行う。</p> <p>(事業の必要性)<br/> 移住希望者の増加により、住む場所が不足している。一方で、空き家はあるが利活用がされていない物件が増加している。</p> <p>(見込まれる事業効果等)<br/> 空き家・空き地の有効活用により移住定住の促進に繋がるとともに、住環境や景観の改善にもなる。</p> | 町 |  |
|  |  | <p>・ <b>宅地造成支援事業</b><br/> (具体的な事業内容)<br/> 人口の増加を図るため、民間事業者が実施する宅地分譲造成事業へ補助を行う。</p> <p>(事業の必要性)<br/> 新築住宅の取得希望者の増加に伴い、住宅用地を造成し提供する。</p> <p>(見込まれる事業効果等)<br/> 民間事業者に補助することで、効率的に住宅用地の整備を行い、移住定住につなげていく。</p>  | 町 |  |
|  |  | <p>・ <b>民間賃貸住宅建設支援事業</b><br/> (具体的な事業内容)<br/> 人口の増加を図るため、民間事業者が実施する賃貸住宅の建設事業へ補助を行う。</p> <p>(事業の必要性)<br/> 町内には賃貸住宅が少なく、若者や移住者が直ぐに住める住宅の確保が必要である。</p> <p>(見込まれる事業効果等)<br/> 民間事業者に補助することで、効率よく賃貸住宅を整備し、移住定住につなげていく。</p>   | 町 |  |

|  |       |  |   |  |
|--|-------|--|---|--|
|  | 地域間交流 | <p>・ <b>地域コミュニティ支援事業</b><br/> (具体的な事業内容)<br/> 住民の公益的な活動に対して、提案型まち<br/> 活性化事業補助金等を交付する。<br/> (事業の必要性)<br/> 人口減少により地域づくり活動が低下し、<br/> 町への要望が増えている。地域で自主的に<br/> 問題解決へ向かうリーダーやグループを育<br/> 成する。<br/> (見込まれる事業効果等)<br/> 行政主導ではなく、自律的に地域問題を解<br/> 決する意識を高めることにより、集落やコ<br/> ミュニティを維持し持続力のあるまちづく<br/> りに繋がる。</p> | 町 |  |
|  | その他   | <p>・ <b>地域おこし協力隊事業</b><br/> (具体的な事業内容)<br/> 地方での生活に興味を持つ都市部居住者を<br/> 「地域おこし協力隊」として雇用し、地域<br/> づくりの活力とする。<br/> (事業の必要性)<br/> 地域との交流により、人材不足に悩む地方<br/> の課題解決の一助とする。<br/> (見込まれる事業効果等)<br/> 地域の活性化、関係人口や移住者の増加。</p>   | 町 |  |
|  | 基金積立  | <p>・ <b>住宅用地取得、住宅解体、住宅新築、<br/> 民間宅地造成、民間賃貸住宅建設助成<br/> 金交付事業</b><br/> (具体的な事業内容)<br/> 住家取得等に助成金を交付するが、年ごと<br/> に交付額にばらつきがあるため、基金に積<br/> み立てて助成金の財源とする。<br/> (事業の必要性)<br/> 人口減少に歯止めをかけ、また安定した財<br/> 源を確保するため、基金を設立する。<br/> (見込まれる事業効果等)<br/> 基金を活用することで、地域住民の要望に</p>                                     | 町 |  |

|  |  |                     |  |  |
|--|--|---------------------|--|--|
|  |  | 迅速に対応でき、人口の増加につながる。 |  |  |
|--|--|---------------------|--|--|

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### ○公営住宅

公営住宅の管理は、人口減少を見通しながら、当町で策定した「公営住宅長寿命化計画」を基に、公営住宅の需要に応じて総数の適正化に努める。

## 第3章 産業の振興

農業は、担い手経営体（中心となる経営体）と新規就農者や若い農業経営者、兼業や高齢農家など、相互の営農を補完し合い、消費者ニーズや流通の変化を的確に捉えた農畜産物の生産振興を図るとともに、自然の力を活かした環境農業の推進、農畜産物の安全性の確保、地元産物のブランドの確立、6次産業化の推進等により、地域の特色を生かした多様な農業の振興を目指す。

林業は、国土の保全、水源涵養、地球温暖化防止等の多方面に係わっており、地域住民が安心・安全で生活できるよう計画的かつ適切な森林整備を行う必要があり、豊富な森林資源の循環利用に努めなければならない。

商工業は、商工会などの関係機関・団体と連携を図り、消費者ニーズに対応しながら商店、事業所等の支援を行うとともに、若者や女性ならではの柔軟な発想や、テレワークなどの新しい仕事のスタイルを取り入れながら、企業誘致などの雇用確保に努める。

観光業は、豊かな観光資源と高速交通網の充実を活かし、積極的なPRと魅力的な施策・イベントを実施することで、観光地の認知度とリピート率の向上を目指し、併せて地域住民との交流を促す。

産業全般では、地域資源を活かした仕事の創出を目指し、地域住民と行政が一体となって地域ブランドを普及する取組に対して支援や事業を行う。

また、旧八千穂村地域に「道の駅」を整備し、産業の拠点の場としていく。

#### (1) 現況と問題点

##### ①農業

地域の農家と農業者は、一部で新規就農者の増加が見られるものの、農業従事者の減少と高齢化が進み、販売農家が減少傾向にある。一方、自給的農家と土地持ち非農家は増加傾向にある。このままの状況が推移すれば、農業を担う人材の不足や生産力の低下などが

更に進み、農用地等の維持・保全が困難になる。

そこで、担い手経営体（中心となる経営体）については、育成施策の中心に位置付け、農用地の集積はもちろんのこと、その他支援措置についても担い手経営体に重点的に実施する。

新たに農業経営を営もうとする新規就農者へは、円滑な就農に向けた研修体制や支援施策の充実を図るとともに、就農後の早期の経営安定と経営力向上を関係機関が連携して支援する。

また、生産方法や販売方法、働き方に工夫を凝らした新機軸の農業を営む農家が実績をあげ、注目を集めている。情報共有を行いながら、地域の特色ある農業として後押しをする。

地域の農業用施設（農道・水路等）の整備を行い、農家の維持管理に係る経費を削減し、農業経営の安定に寄与する。

加えて、農地や里山の保全については、地域住民と協力し、地域の特性を活かした自然に優しい取組を推進するとともに、郷土の原風景である田園風景の継承、農業の有する多面的機能の向上に努める。

## ②林業

地域の森林資源は成熟期と利用期を迎えているので、計画的な森林整備事業に基づき、森林作業道等の開設や既設の林道等の維持管理を行う。

また、将来を見据えた森林整備体制を整えるため、森林所有者、林業事業者等と連携し、民有林等の整備や若い世代への林業体験等を推進する。

そして、森林整備により生産される資源を地域内で利活用する方法や、新たな産業と結びつける仕組みを検討する。

併せて、令和元年度から施行された森林環境譲与税を森林整備や人材育成と担い手確保、森林の公益的機能の普及啓発などの財源として有効活用し、既存制度では対応できずに管理しきれなかった森林を、森林経営管理制度の導入で適切に管理する。

シカ等の野生鳥獣による立木の皮剥き等の被害については、町有害鳥獣駆除対策計画等に基づき、計画的な個体数調整により農林業被害の抑制、防止に努める。

## ③商工業

集客力の低下、事業所数の減少、後継者不足など商工業を取り巻く環境は、依然厳しいものがある。

よって、商工会等と連携し、個性を生かした店舗づくり、新たな出店者の確保、工業振興に向けた産官学及び企業間連携による支援などを行う。

また、中部横断自動車道を活かした企業誘致により、雇用の場を確保する。

## ④観光業

高速交通網の充実等により、大都市圏からの集客が望めるようになったことで、魅力ある滞在型の観光地づくりに向け計画的な施設整備を行い、観光客と地域住民の交流支援を図る。

また、ホームページやSNSでの充実した観光情報の提供に心がけ、近隣市町村・県、旅行者等と連携し、広域的な情報発信と観光商品の開発を促進する。

#### ⑤産業全般

地域資源の魅力を最大限に引き出し、都市と農村の共生・対流活動を図る。

その一つとして、農業や地域の食文化について理解を深めながら、地域食材を活用した農産加工品の開発及び特産品化を推進し、県内外に広く周知する。

また、これらの人や物が集まり、地域の交流活動の要となる「道の駅」を整備する。

## (2) その対策

### ①農業

○主力の担い手農家への支援体制の強化。関係機関との連携による農業者支援。

○人・農地プランに基づく補助事業の導入。若い新規就農者の受け入れ促進。

○有機性資源の利用による土づくりの推進。堆肥供給の確立。

○環境保全型農業に取り組む農業者等に対する直接的な支援の実施を検討。

○シカ柵等により農地侵入を防止する「防除対策」の推進。

○農地及び農道や用排水路の整備修繕。

### ②林業

○森林整備実施者に対する施業箇所の集約化の促進。

○適切な森林整備方法と森林作業道等の整備の推進。

○佐久穂小中学校のキャリア教育への支援。

○林業被害抑制に向けた有害鳥獣駆除。

○地域資源の調査及び活用方法の研究。

### ③商工業

○空き店舗等を活用した新規創業者に対する支援の推進。

○商工会と連携した研修制度の周知及び参加促進。

○町内企業への新たな設備投資への支援。

○町有地等を活かした企業誘致。

○インターンシップ制度の検討

### ④観光業

○観光振興イベントの企画・開催。

○中部横断自動車道のインターチェンジからの観光誘導サインの整備。

○観光ガイドの養成及びスキルアップ。おもてなし力の向上。

○情報発信の強化。

○民間事業者との連携。

⑤産業全般

○農業（森林間伐含む）体験の企画・実施。

○ふるさと納税における体験型メニューの充実。

○レストラン、直売、観光情報発信、農業の6次産業化の支援。

○特産品開発とPR活動の推進。農林水産物のブランド化支援。

○地産地消の促進。

○「道の駅」を拠点とした産業振興。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)  | 事業内容                                  | 事業主体 | 備考 |
|-----------|---------------|---------------------------------------|------|----|
| 2産業の振興    | (1)基盤整備<br>農業 | ・ 佐久穂町土づくりセンター更新及び維持管理事業              | 町    |    |
|           |               | ・ 農業用集荷加工施設 等更新及び維持管理事業               | 町    |    |
|           |               | ・ 農地等再生事業                             | 町    |    |
|           |               | ・ やちほ夢の森維持管理事業                        | 町    |    |
|           |               | ・ やちほ構造改善センター維持管理事業                   | 町    |    |
|           |               | ・ 農業用溜め池（八千穂レイク 他）維持管理事業              | 町    |    |
|           |               | ・ 有害鳥獣防除対策事業                          | 町    |    |
|           | 林業            | ・ 林道茂来線（改良）<br>L=13,243m W=5.0m       | 町    |    |
|           |               | ・ 林道西山線（改良）<br>L=12,946m W=5.0m       | 町    |    |
|           |               | ・ 林道大河原峠線（改良）<br>L=11,543m W=3.0~6.5m | 町    |    |
|           |               | ・ 林道長笹線（改良）<br>L= 1,079m W=4.0m       | 町    |    |
|           |               | ・ 林道蟻城線（改良）                           | 町    |    |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>L = 986m W=3.0m</li> <li>▪ 林道穴原線 (改良) 町</li> <li>L = 2,757m W=4.0m</li> <li>▪ 林道馬越線 (改良) 町</li> <li>L = 1,986m W=3.6m</li> <li>▪ 林道沢入線 (改良) 町</li> <li>L = 2,196m W=4.0m</li> <li>▪ 林道鍛冶ノ入線 (改良) 町</li> <li>L = 2,569m W=4.0m</li> <li>▪ 林道栃久保線 (改良) 町</li> <li>L = 880m W=4.0m</li> <li>▪ 林道駒出池線 (改良) 町</li> <li>L = 3,539m W=7.0m</li> <li>▪ 林道大平線 (改良) 町</li> <li>L = 3,808m W=3.6~4.0m</li> <li>▪ 林道熊取線 (改良) 町</li> <li>L = 2,157m W=2.8m</li> <li>▪ 林道大石川支線 1号 (改良) 町</li> <li>L = 4,735m W=4.0m</li> <li>▪ 林道大石川支線 2号 (改良) 町</li> <li>L = 11,937m W=4.0m</li> <li>▪ 林道水棚線 (改良) 町</li> <li>L = 761m W=3.6m</li> <li>▪ 林道蛇石線 (改良) 町</li> <li>L = 871m W=4.0m</li> <li>▪ 林道曲久保線 (改良) 町</li> <li>L = 2,600m W=3.6m</li> <li>▪ 林道十山線 (改良) 町</li> <li>L = 2,600m W=3.6m</li> <li>▪ 林道大上線 (改良) 町</li> <li>L = 2,454m W=4.0m</li> <li>▪ 林道大野沢線 (改良) 町</li> <li>L = 6,360m W=4.0m</li> <li>▪ 林道水神線 (改良) 町</li> <li>L = 2,717m W=4.0m</li> <li>▪ 林道野尻日向線 (改良) 町</li> <li>L = 5,460m W=4.0m</li> <li>▪ 林道田口十石峠線 (改良) 町</li> </ul> |  |
|--|---|--|

|  |                 |   |   |   |
|--|-----------------|---|---|---|
|  |                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>L = 2,182m W=5.0m</li> <li>・林道田口十石峠線（改良）</li> <li>L = 6,888m W=3.6~5.0m</li> <li>・林道宿戸日影線（改良）</li> <li>L = 1,200m W=3.6m</li> <li>・林道矢沢山線（改良）</li> <li>L = 2,006m W=2.5~3.0m</li> <li>・林道灰立沢線（改良）</li> <li>L = 1,400m W=3.6m</li> <li>・林道外曲線（改良）</li> <li>L = 2,300m W=3.6m</li> <li>・林道白矢線（改良）</li> <li>L = 1,120m W=3.6m</li> <li>・林道志らや線（改良）</li> <li>L = 982m W=4.0m</li> <li>・林道槇沢線（改良）</li> <li>L = 837m W=4.0m</li> <li>・林道曾原線（改良）</li> <li>L = 1,572m W=4.0m</li> <li>・林道峰沢峰線（改良）</li> <li>L = 895m W=3.0m</li> <li>・林道屋敷入線（改良）</li> <li>L = 2,500m W=3.6m</li> <li>・林道中尾日影線</li> <li>L = 1,330m W=4.0m</li> </ul> | 町 |   |
|  | (4)地場産業の振興      |   |   |   |
|  | 技能修得施設          | ・新規就農センター更新及び維持管理事業（水道施設を含む）  | 町 |   |
|  | 流通販売施設          | ・「道の駅」建設事業  | 町 |   |
|  | (5)企業誘致         | ・企業団地造成事業   | 町 |   |
|  | (9)観光又はレクリエーション | <ul style="list-style-type: none"> <li>・八千穂高原 自然園、花木園、マレットゴルフ場 施設維持管理事業</li> <li>・八千穂レイク周辺施設維持管理事業</li> <li>・八千穂高原スキー場改修事業及び</li> </ul>   | 町 | 町 |

|  |                                    |  |   |  |
|--|------------------------------------|--|---|--|
|  | <p>(10)過疎地域持続的発展特別事業<br/>第1次産業</p> | <p><b>スキー場周辺整備事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・白駒の池周辺整備事業</li> <li>・駒出池キャンプ場周辺整備事業</li> <li>・八千穂高原別荘地維持管理事業</li> <li>・古谷溪谷周辺施設維持管理事業</li> <li>・「道の駅」建設事業</li> </ul> <p><b>八千穂農業用水路管理事業</b><br/>(具体的な事業内容)<br/>パイプライン化された農業用水路の管理。<br/>(事業の必要性)<br/>農業従事者が減少する中、労力を抑えながら農水を安定供給していく。<br/>(見込まれる事業効果等)<br/>農地の荒廃を防ぎ、継続した営農を営むことができる。</p> <p><b>農林水産物のブランド化支援事業</b><br/>(具体的な事業内容)<br/>全国に誇れる町内産の農林水産物等を選定・ブランド化し、販売促進等を行うことで、消費拡大や町の活性化につなげる。<br/>(事業の必要性)<br/>農業人口が減少する中、後継者や新規就農者を増やしていくための環境整備を行う。<br/>(見込まれる事業効果等)<br/>農業人口の増加や、町のPRとあわせて、関係人口を増やすことで、移住や企業誘致にもつなげていく。</p> <p><b>新規就農者支援事業</b><br/>(具体的な事業内容)<br/>町で新たに営農を始めようとする18歳以上55歳未満で、農業次世代人材投資事業【経営開始型】を受けていない新規就農者に対して、補助金を交付する。<br/>(事業の必要性)</p> | <p>町<br/>町<br/>町<br/>町<br/>町<br/><br/>町<br/><br/>町<br/><br/>町</p> |  |
|--|------------------------------------|--|---|--|

|  |         |  |   |  |
|--|---------|--|---|--|
|  |         | <p>農業経営開始当初は資金力のない方もいるため、支援することで農業の担い手の確保、農業の発展につなげる。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>新規就農者の増加と、就農時における経営の安定化。</p>  |   |  |
|  | 観光      | <p>・八千穂高原 自然園、花木園、マレットゴルフ場 施設管理事業</p> <p>(具体的な事業内容)</p> <p>観光施設の料金徴収と維持管理事業。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>一体となった観光地で、収益の乏しい施設のテコ入れをし、他の施設との相乗効果を生み出す。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>観光客や交流人口の増加。雇用の確保。</p>  | 町 |  |
|  | その他     | <p>・「道の駅」基本計画、基本設計策定事業</p> <p>(具体的な事業内容)</p> <p>八千穂高原 IC 周辺に建設予定の「道の駅」に係る基本計画と基本設計を策定する。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>費用対効果や将来性、有益性を確認する。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>地域の産業拠点となり得るか判断し、道の駅建設の足掛かりとする。</p> | 町 |  |
|  | (11)その他 | <p>・「道の駅」建設事業</p>  | 町 |  |

#### (4) 産業振興促進事項

##### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種                | 計画期間                   | 備考 |
|----------|-------------------|------------------------|----|
| 佐久穂町全域   | 製造業、<br>情報サービス業等、 | 令和3年4月1日～<br>令和8年3月31日 |    |

|  |                   |  |  |
|--|-------------------|--|--|
|  | 農林水産物等販売業、<br>旅館業 |  |  |
|--|-------------------|--|--|

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「第3章 産業の振興」にある「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおりとする。  
また、他市町村との連携を図りながら産業の振興施策を実施する。

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### ○産業系施設

各施設における機能を精査し、他の施設類型にて老朽化が進んでいる建物の機能を盛り込むなど、複合化を検討する。

##### ○レクリエーション施設・観光施設

施設を長く有効活用するため、トータルコストの縮減を目指すとともに、施設の点検・診断等を行い、安全確保に努める。

## 第4章 地域における情報化

人口の減少や住民ニーズ、周辺環境の変化などに対応して、これまでに整備してきた情報通信技術環境の見直しを行い、住民の利便性の確保と持続可能な運営を心がけながら、新たな利活用の検討を計画的に進める。

#### (1) 現況と問題点

防災行政無線のデジタル化、光ファイバー網敷設が完了し、地域内には高速通信ネットワークを利用できる環境が整っている。

しかし、これからの第5世代移動通信システム(5G)での超高速、超低遅延、多数同時接続を可能とする新たな通信サービスに対応するため、いっそうの設備投資が必要とされる。

#### (2) その対策

○住民の情報化社会に対応する能力(ICTリテラシー)の向上支援。

○町ホームページやLINEアプリを中心に、携帯電話、スマートフォンを活用した情報発信の促進。

○地域内の情報格差の是正。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分   | 事業名<br>(施設名)               | 事業内容  | 事業主体        | 備考 |
|-------------|----------------------------|---|-------------|----|
| 3 地域における情報化 | (1)電気通信施設等情報化のための施設<br>その他 | ・公共ネットワーク機器等維持管理事業<br>・光ファイバー網維持管理事業<br>・第5世代移動通信システム整備事業 | 町<br>町<br>町 |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

○庁舎

令和2年度に分庁方式を廃止し、旧佐久町役場敷地内に統合庁舎を建設した。旧八千穂村地域には、出張所を設置し、証明書等発行などの窓口業務を行っている。今後も、地域住民の要望に対応し、庁舎統合の影響を最小限に止める対策を講じる。

## 第5章 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

道路や橋など社会インフラの老朽化が進み、補修や改良、長寿命化が必要とされている。補修等が必要な箇所は早期に発見し、安全性を確保しながら、維持管理コストを最小限に抑えて計画的に整備する。

また、今まで提供してきた公共交通網を、地域住民の需要に即した公共交通体制に再構築し利活用する。

### (1) 現況と問題点

#### ①交通施設

「中部横断自動車道」：八千穂高原 I C から（仮称）長坂 J C T 間の整備計画格上げを推進し、首都圏への物流アクセスの利便性を向上させる。

「国県道」：一般国道 141 号、一般国道 299 号とも、歩道整備や通年通行の促進を要望し、主要地方道川上佐久線はバイパスの推進等を要望する。

「町道」：町道の整備は実施計画に基づき実施しているが、地域の生活道路及び生活水路の老朽化が進み、補修や長寿命化が必要となっており、区からの要望箇所に対して調査検

討を行い、順次実施計画に計上する。

また、原材料等を支給し、住民協働による道水路普請を推進する。

橋梁については、長寿命化修繕計画に基づき維持修繕を行う。

## ②地域交通

超高齢社会を見据え、住民の生活の足となる公共交通の重要性は高まる一方、人口減少や利便性の低下と相まって利用者数は減少傾向にある。

そこで町は、デマンド交通げんでる号を運行して、一定の成果を得ているものの、利用者ニーズの多様化や車両の老朽化対策など、様々な改善が求められている。

J R小海線の八千穂駅と羽黒下駅は、通学者や高齢者等にとって大切な最寄り駅であるため、町が財政支出をして駅員を確保している。

また、佐久平駅から八千穂高原を結ぶ民間バス路線（白駒線）の利用者は年々減少しており、町はバス事業者に対して財政支援を行っている。

## （２） その対策

### ①交通施設

○町道整備は、実施計画に基づき国県の補助や起債を利用し計画的に実施。

○橋梁の長寿命化修繕計画の見直し、計画に基づく維持修繕。

○除雪体制の確保、冬季における通行の安全性向上。

○中部横断自動車道八千穂高原 I Cから（仮称）長坂 J C Tの整備促進の要望活動。

○国県道の整備促進に対する関係自治体及び団体との要望活動。

### ②地域交通

○デマンド交通の運営、利用促進、経費節減。老朽化車両の更新。

○J R小海線八千穂駅と羽黒下駅の利用促進及び切符、定期券等の販売強化。

○町、J R、千曲バスとの観光連携・情報発信。

## （３） 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分            | 事業名<br>(施設名) | 事業内容                           | 事業主体 | 備考 |
|----------------------|--------------|--------------------------------|------|----|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保の促進 | (1)町道<br>道路  | ・ 新開線（改良舗装）<br>L=430m、W=4.0m   | 町    |    |
|                      |              | ・ 八郡松井線（改良舗装）<br>L=500m、W=5.0m | 町    |    |
|                      |              | ・ 水棚線（改良舗装）<br>L=500m、W=5.0m   | 町    |    |











|  |      |   |   |  |
|--|------|---|---|--|
|  |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町道三本木原日影線<br/>L=300m、W=4.0m</li> <li>・町道釜塚線<br/>L=300m、W=4.0m</li> </ul>  | 町 |  |
|  | 橋りょう | <ul style="list-style-type: none"> <li>・八郡大石線（橋梁修繕）<br/>八郡本郷橋</li> <li>・八千穂高原別荘地7号線（橋梁修繕）<br/>こまどり橋</li> <li>・五本木線（橋梁修繕）<br/>五本木橋</li> <li>・下畑下海瀬線（橋梁修繕）<br/>下畑橋</li> <li>・馬込線（橋梁修繕）<br/>馬込橋</li> <li>・畑北線（橋梁修繕）<br/>大石川橋</li> <li>・佐山線（橋梁修繕）<br/>佐山橋</li> <li>・高岩本間線（橋梁修繕）<br/>高岩橋</li> <li>・石堂線（橋梁修繕）<br/>石堂橋</li> <li>・唐沢線（橋梁修繕）<br/>唐沢橋</li> <li>・池の平牧場線（橋梁修繕）<br/>石骨橋</li> <li>・穴口線（橋梁修繕）<br/>穴口橋</li> <li>・ペンション通り線支線1号（橋梁修繕）<br/>八ヶ嶺橋</li> <li>・上屋敷線（橋梁修繕）<br/>本郷上橋</li> <li>・平林四ツ谷線（橋梁修繕）<br/>四ツ谷橋</li> <li>・中地重り線（橋梁修繕）<br/>明王塚橋</li> <li>・寺久保線（橋梁修繕）</li> </ul> | 町 |  |

|  |                    |  |   |
|--|--------------------|--|---|
|  | 金山塚橋               |  |   |
|  | ・ 翠町北沢線 (橋梁修繕)     |  | 町 |
|  | 宮の後橋               |  |   |
|  | ・ 下木戸小路線 (橋梁修繕)    |  | 町 |
|  | 竹のはな 2 号橋          |  |   |
|  | ・ 本郷切原線 (橋梁修繕)     |  | 町 |
|  | 辰脇 2 号橋            |  |   |
|  | ・ 本郷切原線 (橋梁修繕)     |  | 町 |
|  | 腰巻橋                |  |   |
|  | ・ 双子池線 (橋梁修繕)      |  | 町 |
|  | カラ川橋               |  |   |
|  | ・ 下川原線 (橋梁修繕)      |  | 町 |
|  | 旭 1 号橋             |  |   |
|  | ・ 灰立線 (橋梁修繕)       |  | 町 |
|  | 灰立 2 号橋            |  |   |
|  | ・ 林際線 (橋梁修繕)       |  | 町 |
|  | 林際橋                |  |   |
|  | ・ 大聖寺宮浦線 (橋梁修繕)    |  | 町 |
|  | 大木戸橋               |  |   |
|  | ・ 鍵掛沢線 (橋梁修繕)      |  | 町 |
|  | 山女橋                |  |   |
|  | ・ 落合白石線 (橋梁修繕)     |  | 町 |
|  | 馬返 2 号橋            |  |   |
|  | ・ 白矢線 (橋梁修繕)       |  | 町 |
|  | 親沢橋                |  |   |
|  | ・ 茂来山線 (橋梁修繕)      |  | 町 |
|  | 田島橋                |  |   |
|  | ・ 茂来山線 (橋梁修繕)      |  | 町 |
|  | 榎沢橋                |  |   |
|  | ・ 小山線 (橋梁修繕)       |  | 町 |
|  | 小山橋                |  |   |
|  | ・ 大日向線 (橋梁修繕)      |  | 町 |
|  | ドンドン橋              |  |   |
|  | ・ 平林羽黒下線 (橋梁修繕)    |  | 町 |
|  | 月夜平橋               |  |   |
|  | ・ 温井橋線 (橋梁修繕)      |  | 町 |
|  | 温井橋                |  |   |
|  | ・ 花川線支線 1 号 (橋梁修繕) |  | 町 |

|  |                              |   |        |  |
|--|------------------------------|---|--------|--|
|  |                              | <p><b>開田 2 号橋</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都沢出口線（橋梁修繕）</li> </ul> <p>漆入橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野田線（橋梁修繕）</li> </ul> <p>野田口 2 号橋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畑ヶ中向原線（橋梁修繕）</li> </ul> <p>砂原橋</p>  | 町      |  |
|  | (6)自動車等<br>自動車               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デマンド交通用車両購入事業</li> <li>・ 道路整備車両購入事業</li> </ul>   | 町<br>町 |  |
|  | 雪上車                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除融雪車両購入事業</li> </ul>   | 町      |  |
|  | (8)道路整備機<br>械等               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乗用型草刈機購入事業</li> </ul>  | 町      |  |
|  | (9)過疎地域持続<br>的発展特別事業<br>公共交通 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>デマンド交通運行事業</b><br/>(具体的な事業内容)<br/>住民の日常生活に必要な通院や買物等の移動の足を確保するため、デマンド型乗合タクシーを運行する。<br/>(事業の必要性)<br/>定時・定路線バスがなく、中山間地域や集落散在地域、人口低密度地域が多いこの地域には、必要な公共交通の 1 つである。<br/>(見込まれる事業効果等)<br/>交通手段に不便を来している住民が、自宅から目的地までニーズに応じて移動することができる。</li> <li>・ <b>J R 小海線八千穂駅、羽黒下駅管理事業</b><br/>(具体的な事業内容)<br/>東日本旅客鉄道株式会社から無人駅にする旨を受け、町内の有人駅を町が維持管理し</li> </ul> | 町      |  |

|  |  |  |   |  |
|--|--|--|---|--|
|  |  | <p>ている。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>通勤通学の要として、観光の玄関口として<br/>有人として残す必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>駅の管理はもちろんのこと、防犯や情報の<br/>発信地の役割も期待できる。</p> <p>・白駒線バス運行事業</p> <p>(具体的な事業内容)</p> <p>八千穂高原の観光シーズンに合わせて、J<br/>Rの佐久平駅から民間企業がバスを運行し<br/>ており、その路線への負担金。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>新幹線などを利用して来られる観光客の2<br/>次交通の確保のため。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>観光地の発展、観光客や交流人口の増加。</p> | 町 |  |
|--|--|--|---|--|

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

当町では平成 29 年 3 月に「公共施設等総合管理計画」を策定しており、地域づくりと連動した公共施設管理の推進を基本方針のひとつとしている。

今後も当該計画と合わせ、公共施設等の適正管理により現状のコミュニティを維持し、持続可能な地域づくりに努める。

## 第 6 章 生活環境の整備

水源保全と上水道は、将来にわたり、安全な水を安定的に供給する必要が求められる。

下水道などの維持・整備は、全戸水洗化に向け、地域の実情に応じた排水処理を推進するとともに、適切な維持管理に努め、河川の水質保全と快適な生活環境の創出を図る。

廃棄物処理は、地球規模で環境保全やエネルギーのあり方に対する関心が高まる中、住民や事業者と一体となった環境保全に関する取組や、循環を基本とした廃棄物を出さない社会づくりが必要である。また、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を目指す。

公園については、地域住民が愛着を持てる公園づくりを推進する。

#### (1) 現況と問題点

##### ①上水道事業

佐久穂町の92%が佐久水道企業団から給水を受けているが、旧八千穂村地域には筆岩飲料水供給施設、千代里飲料水供給施設、松井簡易給水施設、八千穂高原簡易水道、八千穂高原専用水道から給水を受ける地区があり、今後も町営水道施設として安定供給に努めていく。

## ②下水道事業等

生活排水事業により、農業集落排水（うそのくち）1処理区、公共下水道（南佐久環境衛生組合）1処理区が供用可能区域となっているが、旧八千穂村地域にあるうそのくち処理区は、今後も町の管理として維持管理する必要がある。

合併処理浄化槽は、家屋が散在する地域において、生活排水対策の有効な手段となっており、農業集落排水、公共下水道区域以外の地域での設置を推進するとともに、維持管理体制の強化を図る。

## ③廃棄物処理

平成19年度に清掃センター（旧八千穂村地域）にあった焼却炉を廃止した後、可燃ごみについては佐久市にある佐久平クリーンセンター（令和2年度から）と民間業者へ焼却・最終処分を委託し、容器包装プラスチック、びんは、容器包装リサイクル協会を通じてリサイクルを行っている。古紙、ペットボトル、空き缶、布類、陶磁製食器類、その他プラスチックは、清掃センターで中間処理をした後、民間業者へ処理を委託している。

ごみ処理全般に関係して、コスト削減が急務である。処理だけでなく、排出される廃棄物の量をいかに減らせるか（リデュース）も課題になる。

また、ごみの不法投棄やポイ捨てが後を絶たず、環境を損ねる原因となっている。不法投棄監視員や、町内一斉の「ごみゼロ運動」を通じて、環境を保全する意識啓発を促す。

## ④公園

地元区と町が協働で管理できる体制を整える。

# （２） その対策

## ①上水道事業

○安定供給をするため、施設の適正な維持管理を推進。

○水源地保全のため、森林の育成や維持を促進。

○泥砂混入防止対策等を佐久水道企業団と対応。

## ②下水道事業等

○農業集落排水施設の老朽化に伴う維持管理費等の抑制と、公共下水道への計画的な統合の検討。

○公共下水道処理区域内での合併処理浄化槽から公共下水道への接続促進。

## ③廃棄物処理

- 清掃センターの計画的な維持管理。
- 分別収集の徹底を推進。
- ごみ減量化、不法投棄、水質・大気汚染、愛玩動物の糞害など、環境に対する学習啓発活動を学校教育、生涯学習と連携しながら実施。
- 不法投棄防止に向けた監視活動の継続。

④公園

- 地元に愛される公園づくりの推進。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-----------------------|--|------|----|
| 5 生活環境の整備 | (1)水道施設<br>簡易水道       | ・筆岩飲料水供給施設、千代里飲料水供給施設、松井簡易給水施設、八千穂高原簡易水道、八千穂高原専用水道<br>維持管理事業                   | 町    |    |
|           | (2)下水処理施設<br>農村集落排水施設 | ・うそのくち農業集落排水施設維持管理事業   | 町    |    |
|           | (3)廃棄物処理施設<br>ごみ処理施設  | ・清掃センター維持管理事業  | 町    |    |
|           | (8)その他                | ・佐久穂町元気が出る公園、佐久穂町愛宕公園、佐久穂町城山公園、佐久穂町花岡遺跡公園、佐久穂町月見公園、佐久穂町桜町児童公園、佐久穂町余地ダム公園維持管理事業 | 町    |    |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

①上水道事業

住民生活に直結する重要なインフラであるため、配水管の状態を健全に保つために、定期的な点検・診断を実施する。

また、予防保全型の長寿命化計画を策定し、適正な維持管理・修繕更新等を計画的に実施し、ライフサイクルコストの最小化に努める。

## ②下水道事業等

住民生活に直結する重要なインフラであるため、排水管の状態を健全に保つために、定期的な点検・診断を実施する。

また、予防保全型の長寿命化計画を策定し、適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施し、トータルコストの最小化に努める。

## **第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進**

出産・育児のコミュニティ活動拠点「こどもセンター」の運営を継続し、そこで妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点と子育て支援コーディネーターを設置する取組みを進める。

併せて、多様な保育サービスの拡充や、生きる力（非認知能力や生活習慣）を身に付けるために、「信州型自然保育（信州やまほいく）」の認定を受け、自然環境を生かしながら保育園での特色ある事業を推進する。

また、地域と行政がともに連携して保護者ニーズを踏まえながら、児童館・学童クラブを運営し、子育て家庭が子育てと仕事を両立できるよう支援する。

高齢者福祉は、中核をなす介護保険サービスの充実を図りつつ、歳を重ねても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるようにする仕組、包括ケアシステムの構築に向けた取組を行う。

そのために、「医療・介護の連携」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援・介護予防サービスの充実・強化」を、4つの柱として進める。

なかでも「生活支援・介護予防サービスの充実・強化」については、行政・福祉団体等だけでなく、集落や民間企業も含めた多様な主体によるサービス提供体制をつくとともに、高齢者自身も担い手となるよう施策を進める。

障がい者福祉については、潜在的能力や強み（ストレングス）に視点を当てた仕事を創出し、障がい者の生活基盤の「自立」を目指す支援をする。

また、仕事を通じて地域との交流の機会を増やし、障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともに生き生きと活動できる社会（ノーマライゼーション）、多様な人々が互いに個性を認め合い、一体となって働く社会（インクルージョン）の理念の浸透を図り、地域で障がいについて正しく理解し合う活動を支援する。

併せて、障がいがあっても安心して暮らせる支援体制の充実に努める。

## (1) 現況と問題点

### ①子育て

地域における連帯感の希薄化や核家族化の進行、様々な育児情報の氾濫などにより、母親をはじめとする保護者の多くは育児へのさまざまな悩みや不安を抱えている。育児不安の解消や育児不安等から発生する児童虐待を防止するため、子育て家庭の経済的な負担軽減とともに、地域で支援していくための子育て支援の拠点・窓口づくりや、子育てをサポートする人材の確保が必要である。

ひとり親家庭においては、子育てや仕事の悩み、不安などに対し、経済的自立の促進に向け関係機関とタイアップした就職あっせんの充実、母子保健との連携などが求められる。

また、就労形態の多様化や女性の社会進出などによる共働き世帯の増加とともに、年度途中での未満児の入所希望が増加し、それに対応するための保育士確保が困難となっており、様々なニーズに対応した保育サービス（延長保育・一時保育・希望保育・乳児保育・障がい児保育・広域入所保育・病児病後児保育等）も求められている。

加えて、男性の育児参加への促進も重要となっている。

### ②高齢者福祉

従来から介護予防として健康教室、こつこつ元気教室、ヘルスアップ教室、いきいき倶楽部を開き、生活支援として配食サービス、緊急通報システム、介護用品支給事業等を行ってきた。今後は行政だけではなく、高齢者自身も含めた多様なサービスの担い手の育成が求められる。

また、高齢化や核家族化の進展により家庭での介護力が低下している。高齢者の状況やニーズに応じて、専門職員の確保に努めながら高齢者福祉施設、介護保険施設等のサービス基盤の整備・拡充を図る。

### ③障がい者福祉

ノーマライゼーション及びその実現を支えるインクルージョンの理念の下、国・県の基本指針に沿った「佐久穂町障害者計画」及び「佐久穂町障害福祉計画」に基づいて、地域で暮らしながら社会参加を実現するため、障がい福祉サービス提供基盤の整備・充実に努めている。

障がい者の思いに寄り添った支援を行うには、サービス提供事業者と連携しながら、専門職員の配置などに努めながら更なる基盤整備が引き続きの課題である。

また、働く意欲のある障がい者の就労の場が不足している中で、新たな就労支援の手段を検討する必要がある。

## (2) その対策

### ①子育て

- 18歳までの医療費の無料化の継続。児童手当や出生祝金の給付。
- 児童虐待の相談支援。要保護児童対策地域協議会の運営。
- 民生児童委員協議会の活動支援。
- 新生児訪問・乳幼児健診の実施。
- 子育て支援の充実に関する各種施策の実施。
- 関係機関と連携した就労支援。
- 平成30年度改定「保育所保育指針」を踏まえた保育内容の見直し。
- 保育士確保に向けた職場のPR。
- 利用者ニーズを把握したきめ細かな保育サービスの提供。
- 保育士の質の向上、各種研修参加、専門性の高い保育の提供。
- 病児・病後児保育の広域化、発達障がい児支援体制の整備。
- 児童館、学童クラブの運営。
- 両親学級をはじめとする各種教室の開催。

### ②高齢者福祉

- 住民が主体的に参加し、担い手となるための支援。
- 在宅サービス利用の推進と、それを補完するための介護保険事業所等による施設サービスの充実。
- 佐久穂町介護老人保健施設の適正な運営。
- 福祉従事者の継続的な確保。

### ③障がい者福祉

- 関係機関・サービス事業者との連携強化。サービス提供基盤の確保に向けた取組。
- 障害者基本法、障害者総合支援法に基づく障がい者支援の展開。
- 障がい者権利条約、障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供。
- 福祉従事者の継続的な確保。

## (3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分      | 事業名<br>(施設名)     | 事業内容               | 事業主体 | 備考 |
|----------------|------------------|--------------------|------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者 | (1)児童福祉施設<br>保育所 | ・八千穂保育園、栄保育園、海瀬保育園 | 町    |    |

|                 |                               |   |        |  |
|-----------------|-------------------------------|---|--------|--|
| 等の保健及び福祉の向上及び増進 | 児童館                           | 維持管理事業<br>・ 佐久穂町こどもセンター維持管理事業   | 町      |  |
|                 | (2)認定こども園                     | ・ 認定こども園整備事業  | 法人     |  |
|                 | (3)高齢者福祉施設<br>高齢者生活福祉センター     | ・ 佐久穂町高齢者生活福祉センター「ふるさと」維持管理事業   | 町      |  |
|                 | 老人福祉センター                      | ・ 佐久穂町八千穂老人福祉センター、佐久穂町高野町老人福祉センター維持管理事業及び送迎車両購入事業   | 町      |  |
|                 | その他                           | ・ 佐久穂町デイサービスセンター維持管理事業  | 町      |  |
|                 | (4)介護老人保健施設                   | ・ 佐久穂町老人保健施設維持管理事業及び送迎車両購入事業  | 町      |  |
|                 | (5)障害者福祉施設                    | ・ 佐久穂町障害者福祉施設維持管理事業<br>・ 佐久穂町障害者共同生活援助等支援施設設置及び維持管理事業   | 町<br>町 |  |
|                 | (8)過疎地域持続的発展特別事業<br>児童福祉      | <b>・ 町立保育園運営事業</b><br>(具体的な事業内容)<br>保育園の統廃合、また開園時間の短縮を協議したが、保護者等からの要望を受け継続運営を行っている。<br>(事業の必要性)<br>安心して子どもを預けられる施設の提供。<br>(見込まれる事業効果等)<br>多様な働き方と生活様式の中、乳幼児と保護者が安定した生活を送れる。 | 町      |  |
|                 | ・ 佐久穂町学童クラブ運営事業<br>(具体的な事業内容) | 町   |        |  |

|  |                       |  |                   |  |
|--|-----------------------|--|-------------------|--|
|  | <p>高齢者・<br/>障害者福祉</p> | <p>小中学校の統廃合を受け、学童クラブも統廃合を協議したが、保護者等からの要望を受け継続運営をしている。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>安心して子育てができる環境の提供。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>多様な生活環境の中、児童と保護者が安定した生活を送れる。</p> <p>・ <b>町内老人福祉センター管理事業</b><br/>(具体的な事業内容)</p> <p>町村合併を機に、統廃合を協議したが、利用者及び地元住民からの要望を受け継続運営を行っている。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>慣れ親しんだ施設でのサービスの提供。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>高齢者やその家族が、地元で安心した生活を送れる。</p> <p>・ <b>福祉タクシー運行事業</b><br/>(具体的な事業内容)</p> <p>公共交通の利用が困難な住民、家族の交通支援が得られない高齢者等の生活の足を確保するため、タクシー利用の助成を行う。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>助成することで、タクシーが唯一の交通手段の高齢者等が、医療機関や商業地へ出かけられ、地元で安心して生活を送れる。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>高齢者等が家に引きこもることなく外出することで、健康で安心した毎日を過ごせる。</p> | <p>町</p> <p>町</p> |  |
|  | <p>その他</p>            | <p>・ <b>結婚相談事業</b><br/>(具体的な事業内容)</p> <p>結婚を希望する者を支援するため相談窓口の定期開催、結婚相談員による相談活動等を委託事業で実施する。</p>   | <p>町</p>          |  |

|  |        |  |   |  |
|--|--------|--|---|--|
|  |        | <p>(事業の必要性)<br/>将来を担う若者の配偶者対策を行い、人口増につなげる。</p> <p>(見込まれる事業効果等)<br/>結婚する者が増すことで人口減、少子化対策になり、集落や地域が維持できる。</p> <p>・ <b>結婚新生活支援事業</b></p> <p>(具体的な事業内容)<br/>結婚に伴う新たな住居（新築、賃借）にかかる費用に対して助成を行う。</p> <p>(事業の必要性)<br/>結婚後の経済的支援を行うことで、地域への定着対策になる。</p> <p>(見込まれる事業効果等)<br/>結婚後、町内に定住する者が増すことで、人口減、少子化対策が期待できる。</p> | 町 |  |
|  | (9)その他 | <p>・ <b>佐久穂町八千穂福祉センター維持管理業務</b></p>  | 町 |  |

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### ○保育園

幼児が日常的に使用する施設であるため、耐震性や安全確保については特に重視する。  
また、保育園の運営コストや教育面でのニーズなどを踏まえながら、今後の各施設運営のあり方や施設の供給量の検討を行う。

##### ○児童館

子どもが日常的に使用する施設であるため、耐震性や安全確保については特に重視する。  
また、コスト面や地域社会のニーズなどを踏まえながら、今後の施設運営のあり方や施設の供給量の検討を行う。

## 第8章 医療の確保

すべての住民が健やかで心豊かに暮らせるようにするため、生活習慣の改善で病気の発生そのものを防ぐ「一次予防」の情報提供や、各コミュニティと協力して学習機会を増やすほか、病気の早期発見・早期治療を目指す「二次予防」の健（検）診受診率の向上に努め、健康寿命の延伸を図る。

保健推進員の活動や運動・食育を通じて、世代間の交流による連帯感やつながりを深め、一人ひとりの健康をコミュニティにおいても促進し、健康で生き生きとした生活習慣づくりを推進する。

また、健康づくりを支える安心の医療体制を推進し、町立千曲病院をはじめとする町内医療機関及び佐久総合病院との連携強化の継続を図る。

## （１） 現況と問題点

### ①地域医療体制の充実

当町には、病院 1・診療所 3・歯科診療所 4 の 8 医療機関（令和 3 年 4 月現在）があり、さらに隣接市町には佐久総合病院等があることから、医療的に恵まれた地域と言える。

しかし、医療ニーズは高度化・多様化しており、医療費や介護費の増大が財政運営に与える影響が年々大きくなっている反面、病院勤務医、産婦人科医、小児科医等や看護師などの不足により、夜間・休日診療体制を確保するため、関係機関との連携が課題である。

また、高齢化率は年々増加し、相当数の住民が他市町医療機関を受診している中で、町立千曲病院を含めた新たな地域医療連携を再構築する必要がある。

### ②健康増進と保健予防

町のがんによる死亡者の割合は、全国平均を下回っているものの、全体の 4 分の 1 を占め、特に若年層では約半数となる年もある。生活習慣病が重症化することで、医療費の増大の原因にもなる。

また、核家族化が進む中で、出産・育児に携わる親が様々な面での不安を抱えている。

他にも、精神疾患を患う者が年々増加しており、毎年数名の自死者も発生していることから、心の健康に関する対策も必要である。

## （２） その対策

### ①地域医療体制の充実

○保健・医療・介護・障がい者福祉と協力連携したサービスの提供。

○佐久地域の関係機関との連携強化。

○地域の人に信頼され、愛されるための診療体制整備と医師・看護師等のマンパワー確保。

人材づくりとインターンシップの検討。

○適切な医療提供のためのシステム構築や医療機器の確保。

### ②健康増進と保健予防

- 健（検）診受診率向上を目指した日程や受診環境等の改善。
- 一次予防を重視した運動・食育活動及び歯科保健活動の展開。
- 医療保険の種類を問わない保健予防事業の展開。
- 乳幼児期からの相談と健診。いち早い子どもと保護者の支援。
- 心の健康に関する情報発信、専門相談窓口の利用促進。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)              | 事業内容  | 事業主体 | 備考 |
|-----------|---------------------------|---|------|----|
| 7 医療の確保   | (1)診療施設<br>病院             | ・ 佐久穂町立千曲病院維持管理事業   | 町    |    |
|           | (8)過疎地域持続的発展特別事業<br>自治体病院 | ・ 医療及び福祉従事者等奨学資金貸与事業<br>(具体的な事業内容)<br>勤務希望者が不足している医療及び福祉従事者を確保するため、将来町内の医療施設や福祉施設で勤務を目指す者に対し、返済免除のある修学資金の貸与をする。<br>(事業の必要性)<br>医療及び福祉従事者不足解消のため。<br>(見込まれる事業効果等)<br>継続的な医療及び福祉従事者の確保。 | 町    |    |
|           |                           | ・ 医師確保事業<br>(具体的な事業内容)<br>医師不足を補うため、近隣医療機関との交渉や人材会社への紹介手数料など、医師を募集するための経費。<br>(事業の必要性)<br>安定した病院事業を継続運営するため。<br>(見込まれる事業効果等)<br>地域住民が、町内で安心して医療を受けられる。                                | 町    |    |

|  |     |  |   |  |
|--|-----|--|---|--|
|  | その他 | <p>・ 各種健診事業<br/>(具体的な事業内容)<br/>地域住民への集団健康診査、町民ドック、施設健診、胃カメラ検診、子宮頸がん検診、乳房超音波検診、マンモグラフィー検診等の事業費。</p> <p>(事業の必要性)<br/>がんや生活習慣病などの疾病の早期発見早期治療をすることで、重症化を予防し医療費の削減を図り、生活の質の維持向上のため。</p> <p>(見込まれる事業効果等)<br/>地域住民が安心して必要な各種健診を定期的に受診でき、医療費の抑制にもつながる。</p> | 町 |  |
|--|-----|--|---|--|

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

当町では平成 29 年 3 月に「公共施設等総合管理計画」を策定しており、地域づくりと連動した公共施設管理の推進を基本方針のひとつとしている。

今後も当該計画と合わせ、公共施設等の適正管理により現状のコミュニティを維持し、持続可能な地域づくりに努める。

## 第 9 章 教育の振興

学校教育は、佐久穂小中学校の児童生徒、教職員、親や地域住民が、共に学びあうコミュニティを形成し、特色ある教育の実施等により、この町に誇りを持ち、住み続けたいと思う子どもを地域ぐるみで育てる。キャリア教育やふるさと教育、学校応援団、スポーツ少年団や地域の行事への参加などは、地域と学校、家庭が連携・協力して進めていく。

また、私立大日向小学校との連携を図りながら、ともに地域に根差した教育を推進する。

生涯学習は、住民一人ひとりが日々の生活に生きがいや豊かさを感じ、思いやりと心の触れ合いを大切にし、地域の人達が学び合うことにより、仲間づくりや地域の連帯感を醸成するため、まちぐるみで学び合う、生涯学習のまちを推進する。

そして、住民の多様化する学習やスポーツの要望に応え、指導者やボランティアの発掘、参加しやすい講座や教室を開催し、一人 1 講座、1 スポーツ、1 指導者を目指す。

併せて、学校・公民館以外の場所における学習・文化活動等を通じて、地域や人の繋がりを知ること、子どもたちが故郷の良さを感じ、誇りに思うための取組を推進する。

## (1) 現況と問題点

### ①学校教育

平成 27 年 4 月に佐久穂小学校と佐久穂中学校を施設一体型小中一貫校として開校した。今後は、通常の学校運営に加え、私立大日向小学校と連携を図りながら、特色ある教育（小中一貫教育・英語教育・キャリア教育（ふるさと学習）を重視した佐久穂教育）を推進するための環境づくりが求められる。

また、安全な児童生徒の通学、適切な学校施設の維持管理などが必要になる。

加えて、児童生徒、高校生以上を対象に継続した経済的支援を行っていく。

### ②生涯学習

様々な社会教育施設がある中で、どの施設にも経年劣化等での損傷が見受けられる。利用者が安全で快適に使用するため計画的に改修などを行い、施設の機能を保つ必要がある。

分館事業については、毎年継続的に行っているが、住民意識の変化とともに役員以外の参加が減っており、同好会活動等は平均年齢の上昇とともに、休会する団体が増えている。

そこで、いっそうの地域の諸課題に対応した事業展開を推進する。

## (2) その対策

### ①学校教育

- 基礎的な学力及び体力の向上を踏まえた環境づくり。
- 特色ある教育（佐久穂教育）を推進できる環境づくり。
- 安全な通学（通学路、スクールバス運行等）の確保。
- 学校施設、備品等の適正な整備、維持管理の実施。
- 学校保健、食育、学校給食の充実。
- 就学支援の実施、奨学金貸与制度の普及、推進。
- 私立大日向小学校との連携。

### ②生涯学習

- 各種社会教育・体育施設等の機能維持と必要に応じた改修。
- 活発に活動できる体制づくり。
- 地域に根差した生涯学習活動の推進。

## (3) 計画

事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------|------|------|----|
|-----------|--------------|------|------|----|

|         |                                 |   |            |  |
|---------|---------------------------------|---|------------|--|
| 8 教育の振興 | (1)学校教育関連施設<br>学校施設全般<br>スクールバス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐久穂小中学校維持管理事業</li> <li>・ スクールバス購入事業</li> </ul>   | 町<br>町     |  |
|         | (3)集会施設、<br>体育施設等<br>集会施設       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐久穂町生涯学習館「花の郷・茂来館」維持管理事業</li> </ul>  | 町          |  |
|         | 体育施設                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐久穂町同和教育集会所維持管理事業</li> <li>・ 佐久穂町しらかば社会体育館、佐久穂町海瀬社会体育館維持管理事業及び外周整備事業</li> </ul>  | 町<br>町     |  |
|         | 図書館                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐久穂町千ヶ日向総合グラウンド、佐久穂町松井グラウンド、佐久穂町穂積グラウンド、佐久穂町海瀬総合グラウンド維持管理事業</li> <li>・ 佐久穂町図書館維持管理事業</li> </ul>  | 町<br>町     |  |
|         | (8)過疎地域持続的発展特別事業<br>義務教育        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ICT教育普及事業</b><br/>(具体的な事業内容)<br/>ICT支援員を採用し、教師のICT活用指導力の向上や、児童生徒の学習力を高める。<br/>(事業の必要性)<br/>ICTの活用支援を行い、教育現場の円滑化を図る。<br/>(見込まれる事業効果等)<br/>ICT支援員を置くことで、教師の負担軽減につながり、児童生徒にはまんべんなく学習機会を与えられる。</li> <li>・ <b>キャリア教育事業</b><br/>(具体的な事業内容)<br/>地域の人材を活かし、林業体験等の実体験を通じて、将来の職業について学習する場を設ける。</li> </ul> | 町<br><br>町 |  |

|  |      |  |   |  |
|--|------|--|---|--|
|  |      | <p>(事業の必要性)<br/> 様々な職業を体験し、児童生徒の育成につなげる。</p> <p>(見込まれる事業効果等)<br/> 郷土のよさを再認識しながら、自分の将来像を描ける児童生徒を育む。</p> <p>▪ <b>英語教育事業</b><br/> (具体的な事業内容)<br/> 小学1年から中学3年まで継続してE L T から英語を学び、英語教育の推進を図る。</p> <p>(事業の必要性)<br/> 国際化や国際人の必要性が叫ばれる中で、幅広く学習の機会を与える。</p> <p>(見込まれる事業効果等)<br/> 小学1年から計画的にE L T の英語に触れる事で、実践的なコミュニケーション能力の基礎を養う。</p> <p>▪ <b>小中一貫教育事業</b><br/> (具体的な事業内容)<br/> 小学5年から算数などの一部教科担任制を導入し、町採用の中学校教師が小学校で授業を受け持つ。</p> <p>(事業の必要性)<br/> 小学校から専門性を活かした授業を行うことができ、中1ギャップの解消にもつながる。</p> <p>(見込まれる事業効果等)<br/> 小中一貫校の特色を活かしながら、9年間を見据えた教育課程を実施できる。</p> <p>▪ <b>同好会活動事業補助金</b><br/> (具体的な事業内容)<br/> 同好会等へ補助金を交付する。</p> <p>(事業の必要性)<br/> 生涯学習活動の実践団体である同好会の活動に役立て、住民の持つ多様性を機能させる。</p> | 町 |  |
|  | 社会教育 |  | 町 |  |

|  |  |   |   |  |
|--|--|---|---|--|
|  |  | <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>年齢を重ねてもその人固有の役割を発揮できる環境を整備することで、生涯現役のまちづくりに寄与する。</p> <p>・ <b>スポーツ協会運営補助金</b></p> <p>(具体的な事業内容)</p> <p>スポーツ協会へ補助金を交付する。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>生涯スポーツ活動の実践団体であるスポーツ協会の活動に役立て、住民の持つ多様性を機能させる。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>その人固有の役割を発揮できる環境を整備することで、生涯現役のまちづくりに寄与する。</p> | 町 |  |
|--|--|---|---|--|

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### ○スポーツ施設

体育館やグラウンドなど地域の住民が利用する施設については、利用状況などを考慮して今後の更新や老朽化対策などを検討する。

広域利用が可能な施設については、当町だけではなく周辺市町村との共同利用など、広域的な観点での活用を検討する。

## 第10章 集落の整備

たとえ高齢者のみの集落となっても、住み続ける意志があるうちは、そこに住み続けられる環境を様々な地域コミュニティの力で維持することを目指す。

そのために、地域コミュニティが置かれている実態を把握し、集落運営の支援を行う。

また、社会情勢が変化し人々の価値観が多様化する中、豊かな自然など守るべきものは守りながら、新たな変化に対応した誰もが住みよい調和のとれた地域づくりを推進する。

#### (1) 現況と問題点

人口減少化で、高齢者世帯や共働き世帯の増加などが地域社会に大きな変化をもたらし

ており、近隣のつきあいが希薄になるとともに地域への帰属意識が薄れ、相互に助け合っ  
て暮らすといった、地域コミュニティの持つ共助機能が低下している。

そのため、住民一人ひとりが地域づくりに参画する機会を増やし、地域課題への対応や  
役割分担など、住民と行政が互いに連携しながら相乗効果を生み出す取組が必要になる。  
その一例として、公共用地・道路沿い等に植栽活動をする団体に「花苗を配布する」取組な  
どがある。

平成 27 年 3 月に都市計画区域の指定が行われ、平成 30 年には中部横断自動車道が開通  
し、人、物、交通の流れが大きく変化することが予想される中で、誰もが快適で豊かな住環  
境を享受できる地域づくりを推し進める。

## (2) その対策

- 様々なコミュニティと連携し検討を行う場やネットワークづくりの支援。
- 地域課題への対応やまちづくりの役割分担等を定めた基本的ルールを検討。
- 社会参加への支援やその仕組みづくりの促進。世代間、地域間等の交流促進。
- 未来の集落を描き実現するための取組。
- 花苗の無償提供を通じた集落やコミュニティの自立的活動の促進。
- 景観づくりの推進。

## (3) 計画

事業計画（令和 3 年度～ 7 年度）

| 持続的発展施<br>策区分 | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容  | 事業<br>主体    | 備 考 |
|---------------|----------------------|---|-------------|-----|
| 9 集落の整備       | (1)過疎地域集<br>落再編整備    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区公民館維持管理事業</li> <li>・ 町並み整備保全事業</li> <li>・ 急傾斜地対策県負担金</li> </ul>  | 町<br>町<br>県 |     |
|               | (8)過疎地域持続<br>的発展特別事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区活動助成金事業<br/>(具体的な事業内容)<br/>町内の 58 行政区へ助成金を交付する。<br/>(事業の必要性)<br/>地区活動や区内整備に役立て、集落の維持<br/>につなげる。<br/>(見込まれる事業効果等)<br/>地域のつながりや様々なコミュニティを醸<br/>成し、地域への愛着心を育み、人口減少に</li> </ul> | 町           |     |

|  |  |   |   |  |
|--|--|---|---|--|
|  |  | 歯止めをかける取組が実施される。<br>・ <b>分館活動事業補助金</b><br>(具体的な事業内容)<br>町内の 53 分館へ補助金を交付する。<br>(事業の必要性)<br>生涯学習活動の実践団体である分館を維持するとともに諸活動に役立て、住民の持つ多様性を機能させる。<br>(見込まれる事業効果等)<br>年齢を重ねてもその人固有の役割を発揮できる環境を整備することで、生涯現役のまちづくりに寄与する。 | 町 |  |
|--|--|---|---|--|

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### ○集会施設

集会施設は、各地域の住民活動の拠点として位置づけ、必要な集会機能を確保していくとともに、利用者数や地域の実情などを考慮して見直しを行う。

老朽化した施設の建替更新などの検討にあたっては、他の施設の集会機能を含めて集約化を進めることや、他の機能との複合化を検討していくことで、スペースの有効活用を図る。

## 第 11 章 地域文化の振興等

地域のアイデンティティやコミュニティの結び付きを大切にし、歴史・文化・行事の掘り起しと、伝統行事や風習、文化芸術資源を中心としたつながりを継承、醸成する取組を支援する。

また、スタインベルクピアノ・宮田三郎木版画・奥村土牛画伯素描を文化芸術の 3 本柱と位置づけ、それらの価値を再認識しながら、多くの有形・無形の文化財、記念物、埋蔵文化財等を、将来の世代に伝えるための保存と継承を推進する。

そして、各種講演会や音楽事業等を実施し、住民の芸術活動と発表意欲の創出などにつなげる。

#### (1) 現況と問題点

奥村土牛記念美術館は、来館者が年々減少傾向にある一方で、宣伝活動に制約があり、思うように誘客活動が出来ていない。施設は老朽化が進んでおり、耐震性もないことから、不特定多数の人が利用する現状を鑑み、早急な検討を要している。

約2,000点に及ぶ宮田三郎木版画については、展示スペースの確保に苦慮しているため、今後、検討を進める必要がある。

町内に残る学術上貴重な資料及び文献史料のほか、後世に継承していくものを「ふるさと遺産」と定義し、これらを介して地域文化の価値を再発見すべく、その約5割をふるさと遺産収蔵館に収蔵・整理している。引き続き町内に点在するふるさと遺産の収蔵・整理作業を推進し、住民ボランティアの協力を得ながら活用することを目指す。

## (2) その対策

- 奥村土牛記念美術館の所蔵作品と建物の良好な保存と管理。
- 文化財の展示・保存のための収蔵施設の整備。
- 指定文化財や保管資料などの有効活用に向けた展示会や講座の開催、冊子やマップの刊行等の推進。
- 文化講演会、芸能鑑賞会等の実施。

## (3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分   | 事業名<br>(施設名)                 | 事業内容   | 事業主体             | 備考 |
|-------------|------------------------------|--|------------------|----|
| 10 地域文化の振興等 | (1)地域文化振興施設等<br>地域文化振興施設     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・奥村土牛記念美術館維持管理事業</li> <li>・奥村土牛記念美術館耐震補強事業</li> <li>・佐久穂町ふるさと遺産収蔵館整備事業</li> <li>・文化財説明板設置及び維持管理事業</li> </ul>  | 町<br>町<br>町<br>町 |    |
|             | (2)過疎地域持続的発展特別事業<br>地域文化振興施設 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・奥村土牛記念美術館運営事業<br/>(具体的な事業内容)</li> </ul> <p>旧八千穂村地域に縁のある奥村土牛画伯の素描を常時展示し、多方面からの来館を促し、文化の振興を図る。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>地域の文化の象徴であるこの美術館を、次世代へ保存と継承する。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> | 町                |    |

|  |  |  |        |  |
|--|--|--|--------|--|
|  |  | 文化芸術資源を活用した地域づくり。<br>・宮田三郎木版画維持管理事業<br>・スタインベルクピアノ維持管理事業 | 町<br>町 |  |
|--|--|--|--------|--|

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

##### ○文化施設

文化施設は、地域の魅力づくりや情報発信を積極的に行う中で、交流人口を広げるための重要な施設である。

それぞれの施設の目的が大幅に異なり、将来の更新にかかる負担が大きいことなどから、地域や設置箇所等を考慮し、今後のあり方を検討していく。

## 第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

再生可能エネルギーは、エネルギー自給率の向上や化石燃料輸入の削減に寄与し、温室効果ガスを排出しないエネルギー源として、非常に重要な役割を持つ。そして、国の固定価格買取制度の見直しなどの制度変更に対応しながら、推し進めていく必要がある。

今後、徹底した省エネルギーの推進とともに、再生可能エネルギーを最大限活かせる取組を行う。

また、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待される水素を活用した事業を検討する。

#### (1) 現況と問題点

再生可能エネルギーが安定電源となるためには、発電事業者が長期にわたり安定的に発電を継続していくことが必要である。

よって、再生可能エネルギーの普及拡大にあたっては、地域社会の理解を得ることが最も重要であり、地域社会と共生した形で導入を図ることが不可欠である。

#### (2) その対策

○公共施設等への再生可能エネルギー設備（太陽光・地熱・中小水力・バイオマス など）の設置。

○民間事業者やNPO等が地域資源を活かした発電事業に取り組むための支援。

○水素ステーションの普及活動。

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分              | 事業名<br>(施設名)             | 事業内容        | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|--------------------------|-------------|------|----|
| 11 再生可能エネルギーの利<br>用の推進 | (1)再生可能エ<br>ネルギー利用<br>施設 | ・民間事業者等支援事業 | 町    |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

当町では平成29年3月に「公共施設等総合管理計画」を策定しており、地域づくりと連動した公共施設管理の推進を基本方針のひとつとしている。

今後も当該計画と合わせ、公共施設等の適正管理により現状のコミュニティを維持し、持続可能な地域づくりに努める。

## 第13章 その他 地域の持続的発展に関し必要な事項

### ①人権尊重、男女共同参画の推進

住民一人ひとりが、思いやりのある心を大切に人権教育の充実と人権意識の高揚に努める。

男女がお互いに個性と能力を十分発揮できる社会の構築に向けて、男女の固定的な役割分担意識に捉われない男女共同参画を育む環境づくりを進める。

### ②防災対策の推進

土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護するため、地域住民は、町、関係機関等と連携し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とした取組を推進する。

### ③自然環境の保全・整備

町の環境保全条例の規制により乱開発の防止を図る。

水資源豊富な地域として、規制と利用について調和のとれた水資源保全を図る。

県の景観条例に従って、まちなみの保全や美観向上の視点から地域づくりを進める。

### ④防犯対策

警察署や防犯協会等の関係機関と連携し、消費者保護も含めた防犯意識の高揚や防犯体

制の充実を図り、犯罪の未然防止に努める。

#### ⑤公有財産の管理

様々な社会情勢の変化に対応できるよう、公共施設等総合管理計画などと整合を図りながら公有財産を適正に管理し、行政サービスの向上に努める。

### (1) 現況と問題点

#### ①人権尊重、男女共同参画の推進

様々な学習機会を提供し、自発的に活動できる人材を育成する。

男女がお互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、個性と能力を十分発揮できる社会の構築に向けて、男女共同参画を育む環境づくりを進める。

#### ②防災対策の推進

「自らの命は自らで守る」という防災の基本に基づき、地域住民自らの判断で避難する体制を構築する。

また、これまでの火災、水害、人命捜索といった活動に加え、地域防災の要として消防団に期待される役割が大きくなっていることから、さらなる強化・充実を図る。

#### ③自然環境の保全・整備

海外資本による森林の買収など水資源への不安が高まっており、水資源の保全について対策を図る。

#### ④防犯対策

地域住民同士の見守り、危険個所への防犯灯の整備など、犯罪抑止が必要である。

#### ⑤公有財産の管理

公共施設の集約化や複合化、長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減、平準化を行う。

### (2) その対策

#### ①人権尊重、男女共同参画の推進

○広報や関係機関との連携による人権啓発の強化。

○人権教育促進事業補助金。

○各種講座等の開催。参加者の意見交換の機会の設定。

#### ②防災対策の推進

○「災害時支え合いマップ」などの定期的な更新。

○避難場所、避難所の整備を推進。

○防災行政無線や気象観測設備の維持及び管理。

○消防団の強化に向けた制度や体制づくり。

○詰所、消防車両、防火水槽などの消防施設等の整備。

③自然環境の保全・整備

○森林・水源等を含めた自然環境・生活環境の保全。

○開発行為の規制・指導を的確に実施。

④防犯対策

○防犯灯のLED照明機器への交換整備。

⑤公有財産の管理

○公共施設の計画的な維持管理。

○廃止された施設や老朽化の著しい施設の除却と集約化。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展施策区分               | 事業名<br>(施設名)                | 事業内容  | 事業主体   | 備考 |
|-------------------------|-----------------------------|---|--------|----|
| 12 その他 地域の持続的発展に関し必要な事項 | (1)防災対策の推進                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設維持管理事業</li> <li>・防災行政無線設備更新及び維持管理事業</li> <li>・雨量計設置事業</li> <li>・詰所、火の見櫓、消防車両、防火水槽、消火栓等設置及び維持管理事業</li> </ul>   | 町<br>町 |    |
|                         | (2)防犯対策                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯灯設置及び維持管理事業</li> </ul>  | 町      |    |
|                         | (3)公有財産の管理                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化施設の除却及び集約化事業</li> </ul>  | 町      |    |
|                         | (4)過疎地域持続的発展特別事業<br>防災対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川防災情報システム設置事業</li> </ul> <p>(具体的な事業内容)</p> <p>千曲川、抜井川、余地川、大石川、北沢川の5河川を対象とした、出水時の水位状況の把握及び予測するシステムを構築する。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>大雨や河川の氾濫時に的確な避難を促すには、降雨予測情報、河川水位予測情報、浸水情報を一元的に把握することが必要である。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> | 町      |    |

|  |  |                                  |  |  |
|--|--|----------------------------------|--|--|
|  |  | 町の避難指示等の発令判断に資することで、住民が安全に避難できる。 |  |  |
|--|--|----------------------------------|--|--|

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

当町では平成 29 年 3 月に「公共施設等総合管理計画」を策定しており、地域づくりと連動した公共施設管理の推進を基本方針のひとつとしている。

今後も当該計画と合わせ、公共施設等の適正管理により現状のコミュニティを維持し、持続可能な地域づくりに努める。

## 第 14 章 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分             | 事業名<br>(施設名)              | 事業内容   | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|---------------------------|--|------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4)過疎地域持続的発展特別事業<br>移住・定住 | <p>・ <b>移住・定住促進支援事業</b><br/>(具体的な事業内容)<br/>移住ツアーや交流事業を実施し移住者等を積極的かつ温かく迎え入れる。また、住居取得に対し新築助成金等を交付する。<br/>(事業の必要性)<br/>進学で町を離れる若者が多いが、UIJターンにより若者や出産・子育て世代を迎え入れることで、人口減少を緩和し地域活動を持続させる。<br/>(見込まれる事業効果等)<br/>若者や出産・子育て世代の移住により人口が社会増となり、さらに結婚出産により自然増が図られる。</p> | 町    | ※  |
|                       |                           | <p>・ <b>空き家利活用促進対策事業</b><br/>(具体的な事業内容)<br/>空き家の利活用を促進するため、空き家の</p>  | 町    | ※  |

|  |       |  |   |   |
|--|-------|--|---|---|
|  |       | <p>整備・改修・解体に対し補助を行う。また、空き家空き地バンクにより物件の情報提供を行う。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>移住希望者の増加により、住む場所が不足している。一方で、空き家はあるが利活用がされていない物件が増加している。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>空き家・空き地の有効活用により移住定住の促進に繋がるとともに、住環境や景観の改善にもなる。</p> <p><b>・ 宅地造成支援事業</b></p> <p>(具体的な事業内容)</p> <p>人口の増加を図るため、民間事業者が実施する宅地分譲造成事業へ補助を行う。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>新築住宅の取得希望者の増加に伴い、住宅用地を造成し提供する。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>民間事業者に補助することで、効率的に住宅用地の整備を行い、移住定住につなげていく。</p> <p><b>・ 民間賃貸住宅建設支援事業</b></p> <p>(具体的な事業内容)</p> <p>人口の増加を図るため、民間事業者が実施する賃貸住宅の建設事業へ補助を行う。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>町内には賃貸住宅が少なく、若者や移住者が直ぐに住める住宅の確保が必要である。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>民間事業者に補助することで、効率よく賃貸住宅を整備し、移住定住につなげていく。</p> <p><b>・ 地域コミュニティ支援事業</b></p> <p>(具体的な事業内容)</p> | 町 | ※ |
|  | 地域間交流 |  | 町 | ※ |

|  |   |  |   |   |
|--|---|--|---|---|
|  | <p>住民の公益的な活動に対して、提案型まち活性化事業補助金等を交付する。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>人口減少により地域づくり活動が低下し、町への要望が増えている。地域で自主的に問題解決へ向かうリーダーやグループを育成する。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>行政主導ではなく、自律的に地域問題を解決する意識を高めることにより、集落やコミュニティを維持し持続力のあるまちづくりに繋がる。</p> | <p>・ <b>地域おこし協力隊事業</b></p> <p>(具体的な事業内容)</p> <p>地方での生活に興味を持つ都市部居住者を「地域おこし協力隊」として雇用し、地域づくりの活力とする。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>地域との交流により、人材不足に悩む地方の課題解決の一助とする。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>地域の活性化、関係人口や移住者の増加。</p>   | 町 | ※ |
|  | <p>その他</p>  | <p>・ <b>住宅用地取得、住宅解体、住宅新築、民間宅地造成、民間賃貸住宅建設助成金交付事業</b></p> <p>(具体的な事業内容)</p> <p>住家を取得するために助成金を交付する。年ごとに交付額にばらつきがあるため、基金に積み立てて助成金の財源とする。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>人口減少に歯止めをかけ、また安定した財源を確保するため、基金を設立する。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>基金を活用することで、地域住民の要望に迅速に対応でき、人口の増加につながる。</p> | 町 | ※ |

|         |                              |   |   |   |
|---------|------------------------------|---|---|---|
| 2 産業の振興 | (10)過疎地域持続的発展特別事業<br>第 1 次産業 | <p>・ <b>八千穂農業用水路管理事業</b><br/>(具体的な事業内容)<br/>パイプライン化された農業用水路の管理。<br/>(事業の必要性)<br/>農業従事者が減少する中、労力を抑えながら農水を安定供給していく。<br/>(見込まれる事業効果等)<br/>農地の荒廃を防ぎ、継続した営農を営むことができる。</p> <p>・ <b>農林水産物のブランド化支援事業</b><br/>(具体的な事業内容)<br/>全国に誇れる町内産の農林水産物等を選定・ブランド化し、販売促進等を行うことで、消費拡大や町の活性化につなげる。<br/>(事業の必要性)<br/>農業人口が減少する中、後継者や新規就農者を増やしていくための環境整備を行う。<br/>(見込まれる事業効果等)<br/>農業人口の増加や、町のPRとあわせて、関係人口を増やすことで、移住や企業誘致にもつなげていく。</p> <p>・ <b>新規就農者支援事業</b><br/>(具体的な事業内容)<br/>町で新たに営農を始めようとする18歳以上55歳未満で、農業次世代人材投資事業【経営開始型】を受けていない新規就農者に対して、補助金を交付する。<br/>(事業の必要性)<br/>農業経営開始当初は資金力のない方もいるため、支援することで農業の担い手の確保、農業の発展につなげる。<br/>(見込まれる事業効果等)<br/>新規就農者の増加と、就農時における経営の安定化。</p> | 町 | ※ |
|         |                              |   | 町 | ※ |
|         |                              |   | 町 | ※ |

|                      |                          |   |   |   |
|----------------------|--------------------------|---|---|---|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保の促進 | 観光                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 八千穂高原 自然園、花木園、マレットゴルフ場 施設管理事業<br/>(具体的な事業内容)<br/>観光施設の料金徴収と維持管理事業。<br/>(事業の必要性)<br/>一体となった観光地で、収益の乏しい施設のテコ入れをし、他の施設との相乗効果を生み出す。<br/>(見込まれる事業効果等)<br/>観光客や交流人口の増加。雇用の確保。</li> </ul>   | 町 | ※ |
|                      | その他                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「道の駅」基本計画、基本設計策定事業<br/>(具体的な事業内容)<br/>八千穂高原 IC 周辺に建設予定の「道の駅」に係る基本計画と基本設計を策定する。<br/>(事業の必要性)<br/>費用対効果や将来性、有益性を確認する。<br/>(見込まれる事業効果等)<br/>地域の産業拠点となり得るか判断し、道の駅建設の足掛かりとする。</li> </ul>  | 町 | ※ |
|                      | (9)過疎地域持続的発展特別事業<br>公共交通 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デマンド交通運行事業<br/>(具体的な事業内容)<br/>住民の日常生活に必要な通院や買物等の移動の足を確保するため、デマンド型乗合タクシーを運行する。<br/>(事業の必要性)<br/>定時・定路線バスがなく、中山間地域や集落散在地域、人口低密度地域が多いこの地域には、必要な公共交通の1つである。<br/>(見込まれる事業効果等)<br/>交通手段に不便を来している住民が、自宅から目的地までニーズに応じて移動することができる。</li> </ul> | 町 | ※ |

|                               |                          |   |   |   |
|-------------------------------|--------------------------|---|---|---|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8)過疎地域持続的発展特別事業<br>児童福祉 | <p>・ JR小海線八千穂駅、羽黒下駅管理事業</p> <p>(具体的な事業内容)</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社から無人駅にする旨を受け、町内の有人駅を町が維持管理している。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>通勤通学の要として、観光の玄関口として有人として残す必要がある。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>駅の管理はもちろんのこと、防犯や情報の発信地の役割も期待できる。</p> | 町 | ※ |
|                               |                          | <p>・ 白駒線バス運行事業</p> <p>(具体的な事業内容)</p> <p>八千穂高原の観光シーズンに合わせて、JRの佐久平駅から民間企業がバスを運行しており、その路線への負担金。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>新幹線などを利用して来られる観光客の2次交通の確保のため。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>観光地の発展、観光客や交流人口の増加。</p>                | 町 | ※ |
|                               |                          | <p>・ 町立保育園運営事業</p> <p>(具体的な事業内容)</p> <p>保育園の統廃合、また開園時間の短縮を協議したが、保護者等からの要望を受け継続運営を行っている。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>安心して子どもを預けられる施設の提供。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>多様な働き方と生活様式の中、乳幼児と保護者が安定した生活を送れる。</p>                 | 町 | ※ |
|                               |                          | <p>・ 佐久穂町学童クラブ運営事業</p>  | 町 | ※ |

|  |               |  |   |   |
|--|---------------|--|---|---|
|  |               | <p>(具体的な事業内容)</p> <p>小中学校の統廃合を受け、学童クラブも統合を協議したが、保護者等からの要望を受け継続運営をしている。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>安心して子育てができる環境の提供。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>多様な生活環境の中、児童と保護者が安定した生活を送れる。</p>  |   |   |
|  | 高齢者・<br>障害者福祉 | <p>・ <b>町内老人福祉センター管理事業</b></p> <p>(具体的な事業内容)</p> <p>町村合併を機に、統廃合を協議したが、利用者及び地元住民からの要望を受け継続運営を行っている。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>慣れ親しんだ施設でのサービスの提供。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>高齢者やその家族が、地元で安心した生活を送れる。</p>   | 町 | ※ |
|  |               | <p>・ <b>福祉タクシー運行事業</b></p> <p>(具体的な事業内容)</p> <p>公共交通の利用が困難な住民、家族の交通支援が得られない高齢者等の生活の足を確保するため、タクシー利用の助成を行う。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>助成することで、タクシーが唯一の交通手段の高齢者等が、医療機関や商業地へ出かけられ、地元で安心して生活を送れる。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>高齢者等が家に引きこもることなく外出することで、健康で安心した毎日を過ごせる。</p> | 町 | ※ |
|  | その他           | <p>・ <b>結婚相談事業</b></p> <p>(具体的な事業内容)</p> <p>結婚を希望する者を支援するため相談窓口の定期開催、結婚相談員による相談活動等を</p>  | 町 | ※ |

|         |                           |  |   |   |
|---------|---------------------------|--|---|---|
| 7 医療の確保 | (8)過疎地域持続的発展特別事業<br>自治体病院 | <p>委託事業で実施する。</p> <p>(事業の必要性)<br/>将来を担う若者の配偶者対策を行い、人口増につなげる。</p> <p>(見込まれる事業効果等)<br/>結婚する者が増すことで人口減、少子化対策になり、集落や地域が維持できる。</p> <p>・ <b>結婚新生活支援事業</b></p> <p>(具体的な事業内容)<br/>結婚に伴う新たな住居（新築、賃借）にかかる費用に対して助成を行う。</p> <p>(事業の必要性)<br/>結婚後の経済的支援を行うことで、地域への定着対策になる。</p> <p>(見込まれる事業効果等)<br/>結婚後、町内に定住する者が増すことで、人口減、少子化対策が期待できる。</p> | 町 | ※ |
|         |                           | <p>・ <b>医療及び福祉従事者等奨学資金貸与事業</b></p> <p>(具体的な事業内容)<br/>勤務希望者が不足している医療及び福祉従事者を確保するため、将来町内の医療施設や福祉施設で勤務を目指す者に対し、返済免除のある修学資金の貸与をする。</p> <p>(事業の必要性)<br/>医療及び福祉従事者不足解消のため。</p> <p>(見込まれる事業効果等)<br/>継続的な医療及び福祉従事者の確保。</p>   | 町 | ※ |
|         |                           | <p>・ <b>医師確保事業</b></p> <p>(具体的な事業内容)<br/>医師不足を補うため、近隣医療機関との交渉や人材会社への紹介手数料など、医師を募集するための経費。</p>  | 町 | ※ |

|         |                          |   |   |   |
|---------|--------------------------|---|---|---|
| 8 教育の振興 | (8)過疎地域持続的発展特別事業<br>義務教育 | <p>(事業の必要性)<br/>安定した病院事業を継続運営するため。<br/>(見込まれる事業効果等)<br/>地域住民が、町内で安心して医療を受けられる。</p> <p>・ <b>各種健診事業</b><br/>(具体的な事業内容)<br/>地域住民への集団健康診査、町民ドック、施設健診、胃カメラ検診、子宮頸がん検診、乳房超音波検診、マンモグラフィー検診等の事業費。</p> <p>(事業の必要性)<br/>がんや生活習慣病などの疾病の早期発見早期治療をすることで、重症化を予防し医療費の削減を図り、生活の質の維持向上のため。<br/>(見込まれる事業効果等)<br/>地域住民が安心して必要な各種健診を定期的に受診でき、医療費の抑制にもつながる。</p> | 町 | ※ |
|         |                          | <p>・ <b>ICT教育普及事業</b><br/>(具体的な事業内容)<br/>ICT支援員を採用し、教員のICT活用指導力の向上や、児童生徒の学習力を高める。</p> <p>(事業の必要性)<br/>ICTの活用支援を行い、教育現場の円滑化を図る。<br/>(見込まれる事業効果等)<br/>ICT支援員を置くことで、教師の負担軽減につながり、児童生徒にはまんべんなく学習機会を与えられる。</p>   | 町 | ※ |
|         |                          | <p>・ <b>キャリア教育事業</b><br/>(具体的な事業内容)<br/>地域の人材を活かし、林業体験等の実体験を</p>  | 町 | ※ |

|  |             |  |                            |                            |
|--|-------------|--|----------------------------|----------------------------|
|  | <p>社会教育</p> | <p>通じて、将来の職業について学習する場を設ける。<br/> (事業の必要性)<br/> 様々な職業を体験し、児童生徒の育成につなげる。<br/> (見込まれる事業効果等)<br/> 郷土のよさを再認識しながら、自分の将来像を描ける児童生徒を育む。</p> <p>・ <b>英語教育事業</b><br/> (具体的な事業内容)<br/> 小学1年から中学3年まで継続してE L Tから英語を学び、英語教育の推進を図る。<br/> (事業の必要性)<br/> 国際化や国際人の必要性が叫ばれる中で、幅広く学習の機会を与える。<br/> (見込まれる事業効果等)<br/> 小学1年から計画的にE L Tの英語に触れる事で、実践的なコミュニケーション能力の基礎を養う。</p> <p>・ <b>小中一貫教育事業</b><br/> (具体的な事業内容)<br/> 小学5年から算数などの一部教科担任制を導入し、町採用の中学校教師が小学校で授業を受け持つ。<br/> (事業の必要性)<br/> 小学校から専門性を活かした授業を行うことができ、中1ギャップの解消にもつながる。<br/> (見込まれる事業効果等)<br/> 小中一貫校の特色を活かしながら、9年間を見据えた教育課程を実施できる。</p> <p>・ <b>同好会活動事業補助金</b><br/> (具体的な事業内容)<br/> 同好会等へ補助金を交付する。<br/> (事業の必要性)<br/> 生涯学習活動の実践団体である同好会の活</p> | <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> | <p>※</p> <p>※</p> <p>※</p> |
|--|-------------|--|----------------------------|----------------------------|

|         |                  |   |   |   |
|---------|------------------|---|---|---|
| 9 集落の整備 | (8)過疎地域持続的発展特別事業 | <p>動に役立て、住民の持つ多様性を機能させる。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>年齢を重ねてもその人固有の役割を発揮できる環境を整備することで、生涯現役のまちづくりに寄与する。</p> <p>・ <b>スポーツ協会運営補助金</b></p> <p>(具体的な事業内容)</p> <p>スポーツ協会へ補助金を交付する。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>生涯スポーツ活動の実践団体であるスポーツ協会の活動に役立て、住民の持つ多様性を機能させる。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>その人固有の役割を発揮できる環境を整備することで、生涯現役のまちづくりに寄与する。</p> <p>・ <b>区活動助成金事業</b></p> <p>(具体的な事業内容)</p> <p>町内の 58 行政区へ助成金を交付する。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>地区活動や区内整備に役立て、集落の維持につなげる。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>地域のつながりや様々なコミュニティを醸成し、地域への愛着心を育み、人口減少に歯止めをかける取組が実施される。</p> <p>・ <b>分館活動事業補助金</b></p> <p>(具体的な事業内容)</p> <p>町内の 53 分館へ補助金を交付する。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>生涯学習活動の実践団体である分館を維持するとともに諸活動に役立て、住民の持つ多様性を機能させる。</p> | 町 | ※ |
|         |                  |   | 町 | ※ |
|         |                  |   | 町 | ※ |

|                         |                              |  |   |   |
|-------------------------|------------------------------|--|---|---|
| 10 地域文化の振興等             | (2)過疎地域持続的発展特別事業<br>地域文化振興施設 | <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>年齢を重ねてもその人固有の役割を発揮できる環境を整備することで、生涯現役のまちづくりに寄与する。</p> <p>・ <b>奥村土牛記念美術館運営事業</b><br/>(具体的な事業内容)<br/>旧八千穂村地域に縁のある奥村土牛画伯の素描を常時展示し、多方面からの来館を促し、文化の振興を図る。<br/>(事業の必要性)<br/>地域の文化の象徴であるこの美術館を、次世代へ保存と継承する。<br/>(見込まれる事業効果等)<br/>文化芸術資源を活用した地域づくり。</p> <p>・ <b>宮田三郎木版画維持管理事業</b></p> <p>・ <b>スタインベルクピアノ維持管理事業</b></p> | 町 | ※ |
| 12 その他 地域の持続的発展に関し必要な事項 | (4)過疎地域持続的発展特別事業<br>防災対策の推進  | <p>・ <b>河川防災情報システム設置事業</b><br/>(具体的な事業内容)<br/>千曲川、抜井川、余地川、大石川、北沢川の5河川を対象とした、出水時の水位状況の把握及び予測するシステムを構築する。<br/>(事業の必要性)<br/>大雨や河川の氾濫時に的確な避難を促すには、降雨予測情報、河川水位予測情報、浸水情報を一元的に把握することが必要である。<br/>(見込まれる事業効果等)<br/>町の避難指示等の発令判断に資することで、住民が安全に避難できる。</p>   | 町 | ※ |

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|

※ 当該事業は、地域の持続的発展に資するもので、その効果は一過性ではなく、将来に及ぶものである。